

事 務 連 絡  
平成23年1月25日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市町村担当課 御中  
各指定都市財政担当課

総務省自治財政局財政課

平成23年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

平成23年度の国の予算につきましては、平成22年12月24日閣議決定されたところであります。

この国の予算に関連して、現在平成23年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

(別 紙)

## 第1 国の予算等

政府は、平成22年12月16日「平成23年度予算編成の基本方針」（別添資料第1）を閣議決定するとともに、同月22日に「平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（別添資料第2）を閣議了解し、これに基づいて同月24日、平成23年度予算政府案（別添資料第3）を閣議決定した。

1 平成23年度予算は、「平成23年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

### (1) 平成23年度予算編成の基本理念

平成23年度予算は、政権交代後、新政権がゼロから取り組む最初の本予算である。

また、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）及び「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）により示した、新政権の経済・財政政策の基本的な方針の下での最初の本予算でもある。

「有言実行内閣」たる菅内閣として、この予算を、これまで先送りされてきた重要政策課題に着手し、解決していくための出発点としなければならない。とりわけ、「経済成長」、「財政健全化」、「社会保障改革」を一体的に実現し、元気な日本を復活させるための礎を築く必要がある。

- ① 「成長と雇用」の実現、デフレ脱却への道筋
- ② 国民の生活を第一に
- ③ 確固たる戦略に基づく予算編成

以上の理念の下、「新成長戦略」を着実に推進すると同時に、「財政運営戦略」に定めた財政規律の下に、成長と雇用拡大を実現する。これが、平成23年度予算編成、そしてその後の予算編成を通じた、菅内閣の基本方針である。

### (2) 重点分野の基本的方向性

#### ① 新成長戦略の実現へ向けて

菅内閣は、急速な円高の進行等の厳しい経済情勢にスピード感を持って対応し、デフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとしていくために、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」を決定した。

そのステップ1として、平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費を活用した緊急的な対応を行うとともに、ステップ2として、平成22年度補正予算を編成し、成立させたところである。今後、まずはこれらの施策を速やかに実施していく。

そして、ステップ3として、平成23年度予算における新成長戦略の本格実施を図る。政府は既に「新成長戦略実現会議」を開催し、新成長戦略を強力に推進する体制を整えており、「21の国家戦略プロジェクト」のうち、世界の潮流からみて遜色のない高いレベルの経済連携を進め、必要な国内改革を先行的に推進するとともに、総合特区制度、医療の実用化促進のための医療機関の選定制度、「新しい公共」の活動を支える新たな制度等について、平成23年度から本格的に着手することとしている。国内投資の促進や、金融の円滑化を含めた施策を推進し、企業・産業の活力を向上させ、新たな雇用の創造を図る。

## ② マニフェスト主要事項等の重要な政策課題

マニフェストに掲げる重要な政策課題として以下の項目が示されている。

- ア 子ども・子育て支援
- イ 農業予算
- ウ 一括交付金
- エ 雇用対策

## (3) 徹底した予算の組替えと無駄の削減

### ① 元気な日本復活特別枠の配分基本方針

平成23年度予算においては、「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」（平成22年7月27日閣議決定）に基づき、府省庁の枠を超えて予算を大胆に組み替え、元気な日本を復活させるための施策に重点配分を行う仕組みとして、「元気な日本復活特別枠」（以下「特別枠」という。）を設定する。

特別枠への要望については、「組替え基準」を踏まえ、「元気な日本復活特別枠に関する評価会議」において、政策の評価が行われた。特別枠の予算配分は、この評価を基本としつつ、内閣総理大臣が政権としての重点や、国民の要請を踏まえ、思い切ったメリハリ付けを行い決定する。

## ② 事業仕分けの適切な反映

事業仕分けは、予算編成過程を可視化し、国民目線に立った事業の見直し・無駄の削減を行うことによって、行政の在り方に大きな一石を投じた。これまでの事業仕分けの対象となった事業については、その結果を予算査定に適切に反映させるものとする。その際、担当大臣は広く国民の納得が得られるように十分な説明責任を果たしつつ、指摘された事業の見直しが確実に行われていることを担保する。また、事業仕分けの対象とならなかった事業についても、行政刷新会議で示された方向性を参考に、横断的に事業の見直しを行う。

## (4) 財政運営戦略の着実な実現

平成23年度予算は、財政運営戦略及び中期財政フレームの下で編成される最初の本予算であり、財政健全化へ向けた日本政府の姿勢を示すものとして、内外の市場関係者も注視している。市場の信認を確保していくため、財政運営戦略・中期財政フレームに定めた規律の下に、財政健全化目標達成へ向けた第一歩とする。

平成22年度当初予算における新規国債発行額約4.4兆円は、過去最高の水準である。平成23年度当初予算における新規国債発行額は、平成22年度当初予算の水準を上回らないものとするよう、全力をあげる。

基礎的財政収支対象経費については、中期財政フレームに定めるとおり、平成22年度当初予算の水準である約7.1兆円（「歳出の大枠」）を上回らないものとする。これを達成するためには、特別枠への要望額の相当程度の絞り込みや、マニフェスト施策財源見合検討事項についての調整を行うことが不可欠であり、要求全体の更なる精査・削減と併せて検討する。

- 2 このような方針に基づいて編成された平成23年度の一般会計予算の規模は、9.2兆4,116億円（前年度比1,124億円、0.1%増）で、基礎的財政収支対象経費は、7.0兆8,625億円（前年度比6.94兆円、0.1%減）となっている。なお、経済危機対応・地域活性化予備費が8,100億円（前年度比1,900億円、19.0%減）計上されている。

財政投融资計画の規模は、1.4兆9,059億円（前年度比3兆4,510億円、18.8%減）となっている。

また、「平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、平成23年度の国内総生産は483.8兆円程度、名目成長率は1.0%程度、実質成長率は1.5%程度となるものと見込まれている。

3 また、平成22年12月16日に閣議決定された「平成23年度税制改正大綱」においては、税制の抜本改革に向けた基本的方向性として、平成22年度税制改正大綱で示した以下の5つの視点や改革の方向性を踏まえ、納税者の理解・納得を得ながら、所得課税、消費課税、資産課税全般について改革を進めていくこととしている。

- ・納税者の立場に立ち「公平・透明・納得」の税制を築くこと
- ・「支え合い」のために必要な費用を分かち合うこと
- ・税制改革と社会保障制度改革を一体的にとらえること
- ・グローバル化に対応できる税制を考えること
- ・地域主権改革を推進するための税制を構築すること

このような税制改革の視点に立って、平成23年度税制改正においては特に、デフレ脱却と雇用のための経済活性化、格差拡大とその固定化の是正、納税者・生活者の視点からの改革、地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革、の4つを柱として、税制抜本改革に向けた基本的方向性や政府の財政運営方針との整合性を確保しつつ、所得課税、資産課税、消費課税全般にわたる改正を行うこととしている。

## 第2 平成23年度の地方財政への対応

平成23年度においては、企業収益の回復等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、定員純減や人事委員会勧告等の反映に伴い給与関係経費が大幅に減少してもなお、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれた。

このため、財政運営戦略に基づき、社会保障関係費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することを基本として平成23年度の地方財政への対応を行うこととした。

## 1 地方交付税の増額確保

地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、地方交付税総額を対前年度比で4,799億円増額確保している。

これと併せて、地方が地域活性化・雇用・子育て施策等に継続して取り組む必要性を踏まえ、平成22年度の歳出の特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」（9,850億円）に、子どもに対する現物給付（1,000億円）等の子育て施策、住民生活に光をそそぐ事業、地球温暖化対策暫定事業（100億円）等を勘案した2,150億円を上乗せした歳出の特別枠「地域活性化・雇用等対策費」（1兆2,000億円）を新たに計上するとともに、「地域活性化・雇用等対策費」を3年間継続し、平成24年度以降の規模は平成23年度の計上額を一つの基準としつつ決定することとしている。

## 2 財源不足とその補填措置

平成23年度においては、企業収益の回復等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度回復することが見込まれる一方、社会保障関係費が大幅に自然増となることや公債費が依然高水準であることなどにより、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、1兆4,452億円の財源不足額が生じ、平成8年度以来16年連続して「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当することとなった。

このため、平成23年度から平成25年度の間は、平成22年度までと同様、建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお財源不足が生じる場合には、これを国と地方が折半して補填することを基本として対処することとしたところである。この場合において、国負担分については、国の一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策特例加算）により、地方負担分については、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じることとするとともに、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとし、「地方交付税法」第6条の3第2項の制度改正としてこれらの措置を講じ、所要の法律改正を行うこととしたところである。

上記の考え方に基づき、平成23年度の財源不足額1兆4,452億円の

うち、「折半対象以外の財源不足」について、

- ① 公共事業等債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発 9, 400 億円
- ② 地方交付税の増額 3兆3, 305 億円
  - ア 平成22年度以前の地方財政対策に基づき「地方交付税法」の定めるところにより平成23年度に加算することとされている額（以下「既往法定分」という。）の交付税特別会計への繰入れ等 8, 062 億円
  - イ 平成23年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還の繰延べ 7, 593 億円
  - ウ 交付税特別会計剰余金の活用 5, 000 億円
  - エ 「3 地方交付税の総額」で後述する別枠の加算の交付税特別会計への繰入れ 1兆2, 650 億円
- ③ 地方が負担する臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行 2兆3, 439 億円

により補填することとした。その上で、これらを除く、7兆6, 308 億円について、国と地方が折半してそれぞれ補填措置を講じることとしている。その他の留意点は以下のとおりである。

- (1) 国の一般会計からの既往法定分の加算額等8, 062 億円の内訳は、「地方交付税法」附則第4条の2第2項（平成19年度における国から地方公共団体への税源移譲に伴う地方交付税総額の減少影響の緩和措置額）に基づく加算額867 億円及び同条第3項（公共事業等臨時特例債の利子負担額等）に基づく加算額6, 695 億円並びに投資的経費（単独）と一般行政経費（単独）の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分について、後年度に地方交付税総額に加算することにより調整することとされた額（以下「かい離是正分加算」という。）のうち平成17年度のかい離是正に係るもの1, 750 億円のうちの500 億円であること。
- (2) 折半対象財源不足額（7兆6, 308 億円）のうち国負担分3兆8, 154 億円については、臨時財政対策特例加算により補填措置を講じることとしていること。
- (3) 平成23年度における臨時財政対策債の発行額は、折半対象財源不足額の

うち地方負担分（3兆8,154億円）に地方の負担である既往の臨時財政対策債の元利償還等に係る次の発行額の合算額（2兆3,439億円）を加えた6兆1,593億円とすることとしていること。

なお、臨時財政対策債の配分方法については、財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、今後3年間で段階的に、不交付団体を含む全団体に配分する方式（各団体の人口を基礎として算出）を廃止し、平成22年度に一部導入された、不交付団体には配分しない方式（各団体の財源不足額を基礎として算出）に移行することとしていること。

- ① 平成13年度以降に発行した既往の臨時財政対策債の元利償還に起因する財源不足額 1兆8,613億円
- ② 平成19年度における地方財政計画歳出の投資的経費（単独）及び一般行政経費（単独）と決算との一体的かい離是正分の一般財源に相当する額 6,000億円の5分の1 1,200億円
- ③ 地方再生対策費分 700億円
- ④ 交付税特別会計借入金の利払費予算額（4,361億円）の3分の1に相当する額 1,454億円
- ⑤ 交付税特別会計借入金の償還のため発行する額（かい離是正分加算500億円を控除した額） 500億円
- ⑥ 子ども手当に係る5大臣合意（平成22年12月20日）第3項及び第4項に基づく適切な措置を講じるために発行する額 972億円

なお、一体的かい離是正分については、それぞれ当初の発行年度以降5年間で段階的に地方税、地方交付税等の一般財源による措置（財源不足が生じる場合には国と地方が折半して補填）に移行することとしており、この間において、本来であれば国負担となる分との差については、後年度に地方交付税総額に加算することにより調整することとしていること。

### 3 地方交付税の総額

平成23年度の地方交付税の総額は前年度に比し4,799億円増の1兆3,734億円（前年度比2.8%増）となっており、その内訳は以下のとおりである。

- (1) 地方交付税の法定率分等 10兆9,868億円



① 国税 5 税分の法定率分	1 0 兆 6, 1 0 1 億円
② 国税決算精算分 (平成 1 9 年度)	△ 9 9 9 億円
③ 交付税特別会計借入金償還額	△ 1, 0 0 0 億円
④ 交付税特別会計借入金支払利子	△ 4, 3 6 1 億円
⑤ 平成 2 2 年度からの繰越金	1 兆 1 2 6 億円
(2) 一般会計における加算措置等	5 兆 1, 2 1 6 億円
① 折半対象以外の財源不足における補填 (既往法定分等)	1 兆 3, 0 6 2 億円
ア 法定加算 (既往法定分)	7, 5 6 2 億円
イ かい離是正分加算	5 0 0 億円
ウ 交付税特別会計剰余金の活用	5, 0 0 0 億円
② 臨時財政対策特例加算	3 兆 8, 1 5 4 億円
(3) 別枠加算	1 兆 2, 6 5 0 億円
① 地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算の仕組みは税制抜本改革時まで継続すること (平成 2 3 年度の加算額は 1 兆 5 0 0 億円、平成 2 4 年度以降の加算額は財源不足の状況等を踏まえ決定する。)	
② 地域活性化・雇用等対策費の上乗せ分に対応した別枠加算 2, 1 5 0 億円は、法人税減税影響分も勘案したものであり、3 年間同額で継続すること。	
また、次の(1)から(3)までに掲げる額の合計額については、新たに平成 2 9 年度以降の地方交付税の総額に加算することとし、その旨法律に定めることとしている (法定加算)。	
(1) 平成 4 年度までの投資的経費に係る国庫補助負担率の引下げ措置に伴い一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等	1, 0 5 8 億円
(2) 平成 9 年度の地方消費税の未平年度化の影響に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額	3 5 億円
(3) 平成 8 年度及び平成 1 0 年度における交付税特別会計借入金に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた利子相当額	1 0 億円

#### 4 地方財政の健全化

財政運営戦略等を踏まえ、地方財政の健全化を図る観点から、以下の取組を行うこととしている。

- (1) 財政運営戦略に沿って、一般財源総額を平成22年度の水準を下回らないよう適切に確保した上で、臨時財政対策債を大幅に縮減（前年度比1兆5,476億円、20.1%減）することとしている。
- (2) 交付税特別会計借入金について、地方交付税総額の確保を図る中で、計画的かつ着実な償還を行う観点から、次のとおり償還を行うこととしている。
  - ① 平成23年度から平成25年度までの間は、交付税特別会計借入金利払費の縮減により確保された財源等を活用し、各年度1,000億円を償還
  - ② 平成26年度以降平成32年度までの間は、償還額を毎年度1,000億円増額
  - ③ 平成33年度以降は、財政運営戦略を踏まえた国の公債等残高の縮減の取組と歩調を合わせて償還（30年間各年度1兆円の償還を基本）
- (3) 平成34年度までの間における交付税特別会計借入金の償還予定額のうち2分の1相当額については、原則として一般会計からのかい離是正分加算の活用により対処することとしている。
- (4) なお、交付税特別会計借入金については、平成22年度以降民間入札による調達額を徐々に拡大する等により、利払費の縮減を図るとともに、近年の低金利も踏まえ、平成23年度の予算金利を0.4%引き下げ、利払費予算額を1,351億円縮減することとしている。今後とも、利払費の縮減を推進するためには、民間入札の円滑化が重要となるため、各地方公共団体においても、地域の金融機関等に交付税特別会計借入金（平成14年より日本銀行の適格担保制度の対象）に対する応札や入札参加者への登録等について積極的なIR等をお願いしたい。

#### 5 地方税制改正

地方税制については、地域主権改革を推進する観点から、地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革を進めることとしており、平成23年度税制改正大綱において、以下のとおり、改革への取組を示している。

- (1) 地方税の充実

地方税は、住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要である。

また、少子高齢化が進み、社会保障制度を支えている地方自治体の役割がますます増大する中で、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。

## (2) 住民自治の確立に向けた地方税制度改革

### ① 基本的考え方

税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していく。

その際、「自主的な判断」の拡大の観点に立って、地方税法等で定められている過剰な制約を取り除き、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるように改革を進める。

また、「執行の責任」の拡大の観点に立って、地方自治体が課税に当たって納税者である住民と直接向き合う機会を増やすように改革を進める。

### ② 具体的取組

以下の事項等について検討を行い、成案を得たものから速やかに実施することとし、法制化が必要なものについては、平成24年度税制改正から実現を図る。

#### イ 地方自治体の「自主的な判断」の拡大のための事項

##### (イ) 法定任意軽減措置制度（仮称）の創設

適用の是非や程度を、各地方自治体が自主的判断に基づき、条例において決定できる仕組みの創設を検討する。

また、例外的に全国一律に法律で軽減する必要がある対象の絞り込みを行う。

##### (ロ) 法定税の法定任意税化・法定外税化

税収が僅少な法定税や法定任意税の取扱いを検討する。

##### (ハ) 制限税率の見直し

納税者の権利保護や社会経済・他団体への影響等の観点を踏まえつつ、

見直しを検討する。

ロ 地方自治体の「執行の責任」の拡大のための事項

(イ) 法定外税の新設・変更への関与の見直し

法定外税の新設・変更への国の同意付き協議による事前関与の見直しを検討する。

(ロ) 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方自治体の役割の拡大

地方自治体による消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等を一層推進する。

また、今後の課題として、地方自治体による申告書の受理等について、実務上の論点等を含め検討する。

また、平成23年度の地方税制改正においては、個人住民税の諸控除や税負担軽減措置等の見直し等を行うほか、法人実効税率の引下げに当たっては、全体として地方の税収に極力影響を与えないよう配慮するとともに、航空機燃料税の引下げに伴い地方に減収が生じないように、航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げることとし、所要の措置を講じることとしている。

6 地方財政の規模

平成23年度の地方財政の歳入歳出規模（地方財政計画ベース）は8兆2千5百20億程度（前年度比3,900億円程度、0.5%程度の増）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は6兆6千840億程度（前年度比5,100億円程度、0.8%程度の増）となる見込みである（別添資料第4）。

また、平成23年度の地方財政計画においては、一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額をいう。）の総額は5兆9千499億程度（前年度比887億円、0.1%の増）となる見込みであり、一般財源の総額から不交付団体水準超経費に相当する額を控除した額は5兆8千779億程度（前年度比187億円、0.0%の増）となる見込みである。

なお、地方債依存度は13.9%程度（平成22年度16.4%）となる見込みであり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の平成23年度末借入

金残高は200兆3,900億円程度（平成22年度末200兆5,300億円程度、前年度比1,400億円程度の減）となる見込みである。

### 第3 予算編成の基本的考え方

第1、第2を踏まえ、平成23年度の予算編成に当たりご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

- 1 平成23年度の国内総生産の成長率は、名目1.0%程度、実質1.5%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。
- 2 地域主権改革を推進するため、平成22年3月5日に、地域主権戦略会議及び国と地方の協議の場の法制化、義務付け・枠付けの見直し等を盛り込んだ地域主権改革関連法案が閣議決定され、6月22日には、地域主権改革の諸課題に関して、当面講ずべき措置や今後の取組方針等について定めた「地域主権戦略大綱」が閣議決定されている。

また、平成23年度から「地域の自主性を確立するための戦略的交付金（地域自主戦略交付金）」を創設し、第一段階として、都道府県分を対象に投資補助金の一括交付金化を実施することとされるとともに、12月28日には、出先機関改革に関する具体的な取組について定めた「アクション・プラン」が閣議決定されている。

- 3 各地方公共団体においては、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、住民との対話の中で、引き続き自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられるのでご配慮いただきたい。
- 4 定員及び給与については、定員管理及び給与水準等の適正化を図り、公務の能率的運営を推進することが重要であると考えられるので、次の事項にご留意いただきたい。
  - (1) 定員については、住民への説明責任を果たしながら、地域の実情に応じて、適正な定員管理の推進にご配慮いただきたいこと。
  - (2) 給与については、「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）の趣旨に沿い、国における取扱いや地域の実情等を踏まえつつ、議会で十分審議を

行い決定する必要があるが、その際、特に次の事項にご留意いただきたいこと。

- ① 地域手当については、給料水準の見直しを前提に、原則として国における指定基準に基づいた支給地域及び支給割合とすることにご留意いただきたいこと。
  - ② 人事委員会機能を発揮することなどにより、地域の民間給与をよりの確に反映することにご留意いただきたいこと。
  - ③ 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすることにご留意いただきたいこと。
  - ④ 以上のほか、級別職務分類表に適合しない級への格付けを行っている場合その他実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表又は給料表を定めている場合（いわゆる「わたり」を行っている場合）、退職手当について退職時の特別昇給を廃止していない場合等、給与や諸手当において不適正な制度・運用がある場合には、その適正化を図ることにご留意いただきたいこと。
- (3) 給与及び定員管理の状況の公表については、給与情報等公表システムにより、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底することにご留意いただきたいこと。
- (4) 職員の人材育成については、能力・実績に基づく人事管理を推進する観点から、国の人事評価制度・運用も参考としつつ、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に早急に取り組むとともに、勤務実績の給与への適切な反映を図ることにご留意いただきたいこと。
- (5) 職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを図るとともに、事業の実施状況等の公表を行うことにご留意いただきたいこと。
- 5 公金の取扱いについては、「公金の取扱いの適正化等について」（平成21年11月12日付け総務事務次官通知）等で通知しているところであるが、経費の支出が関係法令等に則って適切に処理されているかを自主的に点検し、適正な予算執行を確保するための改善措置を講じるとともに、監査等の監視機能

の強化等を通じ、適正かつ公正な財務運営及び厳正な服務規律を確保することにご留意いただきたい。

- 6 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に、一時借入金や外部団体等に対する短期貸付金については、近年における事例を踏まえ、出納整理期間の趣旨を逸脱することのないよう、適正な財務処理を再確認することにご留意いただきたい。また、基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、その運用の実態を再確認し、必要なものについてはその適正化を図ることにご留意いただきたい。なお、年度を越える繰替運用については、「地方自治法施行規則」（昭和22年内務省令第29号）第16条の2に規定する財産に関する調書等により、実態を反映した情報開示を行うことが必要であることにご留意いただきたい。また、国営土地改良事業に対する負担金等を含め、債務負担行為の設定が必要なものについては、その債務負担行為の予算への計上にご留意いただきたい。
- 7 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示、また、「財政状況等一覧表」、「財政比較分析表」、「歳出比較分析表」等の活用を通じて、住民等により分かりやすい情報開示にご配慮いただきたい。
- 8 公会計の整備については、住民への情報開示や財政の効率化・適正化を一層進める観点から、「新地方公会計制度実務研究会報告書」（平成19年10月17日公表）における「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」を活用し、連結財務書類4表の早期整備を要請しているところである。「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」（平成22年3月12日公表）を参考としながら、必要な説明や分析を加えた分かりやすい公表、内部管理への活用にご配慮いただきたい。
- 9 地方債協議制度については、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から一部見直しを行うこととし、財政状況が良好な団体が民間資金債を発行しようとする場合は、原則として、協議を不要とし、事前届出とすることなどを内容とする法改正を、今国会に提出すべく現在検討している。
- 10 地域主権型社会を構築するためには、行財政制度のみならず、個々人の生活

や地域の経済における基本問題であるエネルギーや食料の供給構造も考慮した、地域主権改革を目指すことが求められている。そのため、「地域主権戦略大綱」を踏まえ、それぞれの地域で様々な主体が協働・連携して、自然環境、食料、再生可能エネルギー、歴史文化資産等の地域資源や域内での資金循環等を最大限活用し、地域の活性化、絆の再生を図り、「地域から人材、資源、資金が流出する中央集権型の社会構造」を、分散自立・地産地消・低炭素型としていくことにより、「地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める地域主権型社会」への転換を目指す、「緑の分権改革」を推進していくこととしているので、それぞれの地方公共団体での対応、協力をお願いしたい。

11 「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域の自主性を確立するための戦略的交付金（地域自主戦略交付金）」を創設することとされている。平成23年度は、第一段階として都道府県分を対象に、社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金、学校施設環境改善交付金等の一部等の投資補助金の一括交付金化を実施することとされている（5,120億円。うち沖縄振興自主戦略交付金321億円。）。また、配分に関しては、当面は継続事業に配慮しつつ、客観的指標に基づく恣意性のない配分を導入し、地方公共団体は、一括交付金化の対象となる事業の範囲で、各府省の枠にとらわれず、自由に事業を選択できることとされている。なお、市町村分は、平成24年度から実施することとされている。

12 子ども手当については、平成23年度の単年度の措置として、3歳未満の子ども1人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども1人につき月額13,000円を支給することとしている。平成23年度においても、「児童手当法」（昭和46年法律第73号）を現行のまま存続させ、児童手当分については国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の部分については上積み分を含め全額国庫負担としている。

また、子ども手当から保育料の徴収や学校給食費の納付を可能とする仕組みを設けることとしている。

さらに、地方が地域の実情に応じた子育て支援サービス（現物サービス）を拡充することができるよう新たな交付金（国1/2等、事業費約1,000億円）を設けるとともに、13に掲げる地方交付税措置を講じることとしている。



なお、年少扶養控除の廃止等に伴う平成23年度の地方交付税（法定率分）の増収（2,113億円）については、地方交付税（法定率分）の増収に伴う財源不足額の縮減による地方交付税（臨時財政対策特例加算）の減額（△1,057億円）、児童手当分（平成18、19年度増分）の特例交付金の減額（△1,141億円）及び地方財政収支における調整（85億円）で対応することとしている。

併せて、平成24年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、厚生労働省をはじめとする関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討することとしている。その際、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方の意見を真摯に受け止め、国と地方が十分な協議を行い、結論を得ることとしている。

- 13 子どもに対する現物給付（1,000億円）等の子育て施策等を勘案した歳出の特別枠「地域活性化・雇用等対策費」を新たに計上することに伴い、地方公共団体が、地域ごとの多様な子育てニーズや働き方に対応して、保育所、小規模保育などの保育サービスや放課後対策、一時預かりの充実、NPO等による子育てサービス提供の支援、人材の育成などの専門的・先進的な取組等、様々な子育てに関する現物サービスを充実できるよう、地方交付税措置を拡充することとしている。
- 14 地方公共団体が、平成22年度補正予算（第1号）に所要額を計上した住民生活に光をそそぐ交付金に呼応した取組やその趣旨を踏まえた地方単独事業を継続的に展開できるよう、地方交付税措置を講じることとしている。
- 15 平成23年度税制改正において「地球温暖化対策のための税」（国税）を導入することとされたが、平成23年度税制改正大綱を踏まえ、具体的な地方財源の確保・充実の仕組みについて平成24年度実施に向けた成案が得られるまでの間の臨時的措置として、地方公共団体が積極的に取り組んでいる森林吸収源対策等を一層支援するため、「地球温暖化対策暫定事業費」として、地方交付税措置を講じることとしている。
- 16 平成22年度末で期限が切れる「公害の防止に関する事業に係る国の財政上

の特別措置に関する法律」(昭和46年法律第70号)については、平成32年度までの10年間延長することなどを内容とする法案を通常国会に提出する予定である。

#### 17 国民健康保険制度の財政基盤の強化等

国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (1) 都道府県が、市町村の国保財政安定のために必要な取組等に対し交付する都道府県調整交付金(給付費等の7%(5,212億円))については、引き続き、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。
- (2) 保険料軽減制度については、国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、引き続き、その所要額(3,818億円(都道府県3/4、市町村1/4))について地方交付税措置を講じることとしていること。
- (3) 以下の制度については、今後も国民健康保険事業は厳しい財政運営が続くと見込まれることから、平成25年度までの暫定的な措置として、引き続き、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。なお、新たな高齢者医療制度の検討に合わせて、必要に応じ、途中年度においても、国民健康保険制度の財政基盤強化策の見直しを行うこととしていること。
  - ① 保険者支援制度(949億円(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4))
  - ② 高額医療費共同事業(2,777億円(国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2))
  - ③ 国保財政安定化支援事業(1,000億円(市町村単独))
- (4) これまで暫定的措置とされてきた出産育児一時金の額の引上げ(4万円の上乗せ)については平成23年度から恒久化することとされたが、これに併せて、引上げ分(国庫補助率1/4)に係る地方負担分の2/3の額を一般会計繰出しの対象経費とし、所要の地方交付税措置を講じることとしていること。

#### 18 後期高齢者医療制度の円滑な実施

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(1) 保険料軽減制度については、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図るとともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減を行うため、引き続き、その所要額（2, 114億円（都道府県3/4、市町村1/4））について地方交付税措置を講じることとしていること。

なお、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置、低所得者の保険料軽減措置（均等割9割・8.5割、所得割5割軽減）及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置（均等割9割軽減）については、後期高齢者医療制度を廃止するまでの間、継続することとされていること。このうち、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置及び低所得者の保険料軽減措置に伴う平成23年度分の財政措置については、全額国費により対応することとし、平成22年度補正予算（第1号）に所要額を計上していること。また、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置に伴う平成23年度分の財政措置については、均等割9割軽減のうち4割分については国費により措置することとし、所要額を平成22年度補正予算（第1号）に計上するとともに、均等割9割軽減のうち5割分については、引き続き、地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 以下の制度については、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

① 高額医療費負担金（1, 414億円（国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2））

② 財政安定化基金（451億円（国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3））

③ 不均一保険料助成（9億円（国1/2、都道府県1/2））

(3) 実施主体である広域連合に対する市町村分担経費、市町村の施行事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について、引き続き、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 医療費の適正化を図るため、引き続き、広域連合が行う健康診査事業の市町村負担について地方交付税措置を講じることとしていること。

19 肝炎対策については、肝炎治療に係る医療費助成等の地方負担について、引き続き、地方交付税措置を講じることとしている。

なお、肝炎ウイルス検診（健康増進事業）のメニューに追加された検診の個別受検勧奨に係る地方負担についても、地方交付税措置を講じることとしている。

- 20 がん検診については、「がん対策推進基本計画」（平成19年6月15日閣議決定）等を踏まえ、受診率の向上のために要する経費について、引き続き、地方交付税措置を講じることとしている。

なお、女性特有のがん検診推進事業及び働く世代への大腸がん検診事業については、子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診の検診費用等に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

- 21 ワクチン接種緊急促進事業については、平成22年度補正予算（第1号）において、子宮頸がん予防（HPV）ワクチン、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型（hib）ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進するための基金を都道府県に設置するために必要な経費が措置されたところであるが、これらのワクチンの接種費用等に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

- 22 地域医療提供体制の確保

地域の医師不足等が深刻である状況を踏まえ、都道府県が実施する医学部生に対する奨学金貸与事業及び後期研修医に対する修学資金等貸与事業や、過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医や産科医・新生児科医等の手当への財政支援などの医師確保対策等の推進に係る国庫補助事業の地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

- 23 「国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第20号）に基づき、維持管理費に係る直轄事業負担金制度については、平成22年度は特定の事業に要する費用のみ負担金が残されていたが、平成23年度からは、全廃することとしている。

- 24 地域力創造対策、市町村合併、地域情報化推進事業、外国人住民に係る既存住民基本台帳システム等の改修、中小企業金融対策、消費者行政費、公共・公用施設の地上デジタル放送移行対策、農山漁村地域活性化対策、森林・林業振興対策、準要保護児童生徒に対する就学援助、特別支援教育の充実、教育教材の整備推進、国際化推進対策（外国青年招致事業を含む。）、新型インフルエ

ンザ対策、特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業、子育て支援事業、妊婦検診、認定こども園、公共施設等耐震化事業、消防救急デジタル無線整備事業、国民保護対策（J－A L E R T運営経費を含む。）、消防広域化支援対策、定住自立圏構想及び地域の人材力活性化等については、引き続き、地方交付税等による措置を講じることとしている。なお、以下の点にご留意いただきたい。

(1) 「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号。以下「旧合併特例法」という。）及び「市町村の合併の特例に関する法律」（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）に基づき平成21年度までに合併した市町村については、引き続き、そのまちづくりを支援するための所要の財政措置を講じることとしていること。

また、平成22年に一部改正された「合併特例法」に基づき平成22年度以降に合併する市町村に対して、所要の財政措置を講じることとしていること。

(2) 「農山漁村地域活性化対策」のうち、「農地・水・環境保全向上対策」については、環境保全効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支援対策」及び農地・農業用排水路等の保全管理・長寿命化のための活動を支援する「農地・水保全管理支払交付金」として実施することとされており、これに伴い地方単独事業に要する経費に対しては、引き続き、地方交付税措置を講じることとしていること。

(3) 「森林・林業振興対策」のうち、平成22年度までとしていた「新たな緑の雇用担い手対策」については、国の施策が林業就業者のキャリアアップ対策の追加等の拡充を行った上で、平成27年度まで実施することとされたことから、これと連携し一体的に実施する地方単独事業に要する経費に対しても、引き続き、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 特別支援教育支援員の配置に係る地方交付税措置については、公立幼稚園を約4,300人分に拡充するとともに、公立小中学校は約34,000人分を引き続き講じることとしていること。

また、新たに、公立高等学校に係る措置を約500人分講じることとしていること。

- (5) 「教育教材の整備推進」については、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体育、体験活動の充実等を定めた新学習指導要領を円滑に実施するため、教材整備緊急3ヶ年計画（平成21年度から平成23年度）に基づき地方交付税措置を引き続き措置するとともに、図書整備については、平成23年度までに学校図書館図書標準の標準冊数を整備することを目標に、計画的な学校図書館の図書の整備に必要な経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。
- (6) 定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、引き続き定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対する包括的な地方交付税措置、外部人材の活用に対する地方交付税措置などを講じることとしていること。
- (7) 地域の人材力活性化については、平成23年度においても、引き続き、地域力創造のための外部人材の活用に対する地方交付税措置を講じることとしていること。また、外部人材の定住を促進するためのモデル事業を設けることとしていること。
- 25 過疎対策の推進に当たっては、「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年法律第15号）に基づき、ハード事業に加えて、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対して、引き続き、財政措置を講じることとしている。
- 26 自治体クラウドの推進については、地方公共団体における行政コストの圧縮や実質的な業務の標準化の進展、住民サービスの向上のための電子自治体の確立等に向けた取組を支援するため、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用に向けた計画策定や情報通信基盤の整備構築に対する財政措置を講じることとしている。
- 27 ふるさと融資制度については、離島地域及び特別豪雪地帯における融資比率及び融資限度額の引上げの特例措置を平成24年3月31日まで延長することとしている。
- 28 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割がますます重要となっていることを踏まえ、次のとおり支援措置を講じることとしている。

(1) 住宅用火災警報器の設置については、既存住宅を含め、平成23年6月までの市町村条例で定める日から義務化となり、各市町村において一層徹底した設置推進が必要となることを踏まえ、地域の多様なボランティア等と連携した取組に係る経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

(2) 「消防団の充実強化」については、消防団員の確保に要する経費、救助資機材取扱訓練に要する経費及び災害時要援護者避難支援訓練に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

29 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、「地方財政法」及び「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）に規定されているところであるが、平成23年度の地方財政計画上の取扱いについては、「平成23年度地方公営企業繰出金について」（総務副大臣通知）により別途通知することとしているので、これも踏まえ、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。

#### 第4 「地方公共団体財政健全化法」の運用

各地方公共団体においては、「地方公共団体財政健全化法」（平成19年法律第94号）の趣旨を踏まえ、一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や地方公社・第三セクターの状況について、収支、経営状況、資産及び将来負担の実態も含め適切に把握し、当該団体の財政状況を全体としての的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図られるようご留意いただきたい。特に次の事項にご配慮いただきたい。

- 1 財政健全化団体、財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体（以下「財政健全化団体等」という。）にあつては、財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画（以下「財政健全化計画等」という。）の着実な遂行を行財政運営の基本とし、歳入歳出全般にわたる不断の見直しにより、できる限り早期に財政健全化計画等を達成すること。
- 2 財政健全化団体等が所在する都道府県にあつては、「地方公共団体財政健全化法」に定められたその役割に鑑み、財政健全化計画等の進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。

3 地方公営企業、地方公社及び第三セクターの改革を集中的に行えるよう、平成25年度までの間の時限措置として、改革のために特に必要となる経費を地方債（第三セクター等改革推進債）の対象とすることとしているので、その活用による抜本的改革の検討にご配慮いただきたい。

なお、地方公共団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、法の趣旨に反するものであることから、速やかな改善にご配慮いただきたい。

## 第5 歳入

### 1 地方税

地方税については、次の諸点にご留意いただきたい。

- (1) 地方公共団体の歳入を確保するとともに、公平かつ適正な税務執行に対する納税者の信頼を確保するため、地方税の徴収対策を推進することが重要であること。
- (2) 平成23年度の地方税制改正に伴う地方税の影響額として4億円の減収を見込んでおり、そのうち、地方税制改正によるものを27億円の増収、所得の計算などの国の税制改正の影響に伴うものを31億円の減収と見込んでいること。

なお、平成23年度の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の影響額は115億円の増収と見込んでおり、これを含めると111億円の増収となる見込みであること。

- (3) 平成23年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、8,941億円、2.8%の増の33兆4,037億円（道府県税にあつては4.4%の増、市町村税にあつては1.6%の増）になるものと見込まれること。主要税目では、道府県民税のうち所得割1.6%の増、法人税割18.6%の増、法人事業税27.9%の増、地方消費税3.2%の増、市町村民税のうち所得割1.5%の増、法人税割15.3%の増、固定資産税（交付金を除く。）0.8%の増となる見込みであること。



なお、この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

- (4) 個人住民税については、平成25年度分から合計所得金額400万円超の納税義務者の成年扶養親族（扶養親族のうち23歳以上70歳未満）に係る扶養控除について、負担調整措置を講じた上で廃止することとしていること。ただし、障害者、要介護認定者その他心身の状態等により就労が困難な者、65歳以上の高齢者、学生は、引き続き控除対象としていること。

また、平成24年1月1日以後に支払われるべき退職手当等から、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止することとしていること。

その他、所得税における給与所得控除及び退職所得の2分の1課税の見直しは、個人住民税に自動影響するものであること。この影響は、給与所得控除の見直しは平成25年度分の個人住民税から、退職所得の2分の1課税の見直しは平成24年1月1日以後に支払われるべき退職手当等から生じるものであること。

また、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率（うち住民税3%）の適用期限を、平成24年1月1日から平成25年12月31日まで2年延長することとしていること。

なお、平成23年度課税分の個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金については、市町村における経費負担を勘案して、原則どおり、納税義務者数に3,000円を乗じて得た金額となるものであること。

- (5) 法人住民税、法人事業税については、国税と地方税を合わせた法人実効税率5%の引下げを行うが、今回の法人実効税率の引下げは、我が国企業の国際競争力の観点等から行うものであるため、全体として地方の税収に極力影響を与えないようにしており、都道府県及び市町村の法人住民税が減収となる一方で、課税ベースの拡大により都道府県の法人事業税は増収となっている。

この結果、都道府県に増収、市町村に減収が生じることとなることから、平成24年度から道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲することとしていること。

(6) 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方公共団体の役割の拡大として、地方公共団体による消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等を一層推進することとしていること。

(7) 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、都市計画税収の使途を明確にすること。

(8) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、入湯税収の使途を明確にすること。

(9) 税負担軽減措置等のうち、産業政策等の特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策税制措置」について、100項目の見直しを行い、その結果として、64項目を廃止又は縮減することとしていること。

(10) 地方税の電子申告手続等のシステム運用経費として、平成23年1月から開始された所得税確定申告書データ連携に係る運用費用を含め、引き続き、所要の地方交付税措置を講じることとしていること。

## 2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆1,749億円（前年度比2,578億円、13.4%増）であり、その内訳は、地方揮発油譲与税2,778億円（同1億円、0.0%増）、石油ガス譲与税119億円（同4億円、3.3%減）、航空機燃料譲与税131億円（同12億円、8.4%減）、自動車重量譲与税2,968億円（同122億円、3.9%減）、特別とん譲与税112億円（同10億円、9.8%増）及び地方法人特別譲与税1兆5,641億円（同2,705億円、20.9%増）となっている。

なお、航空機燃料譲与税については、航空機燃料税の税率の引下げに伴う減収が地方に生じないように、譲与割合を13分の2から9分の2へ引き上げることとしている。

### 3 地方特例交付金

地方特例交付金の収入見込額は、総計で3,877億円であり、前年度に比し45億円、1.2%の増となっている。地方特例交付金については、以下の点にご留意いただきたい。

#### (1) 児童手当及び子ども手当特例交付金

子ども手当の3歳未満に対する上積み（地方公務員分）等に伴い増額するほか、平成22年度の税制改正に伴う地方の増収を踏まえ、平成18年度及び平成19年度の児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するための額を減額することに伴い、総額2,038億円（対前年度比299億円、12.8%減）を交付することとしていること。

なお、平成22年度の税制改正に伴う平成23年度の地方増収が地方交付税のみであることから、不交付団体に相当する一定の団体に係る平成18年度及び平成19年度の児童手当の制度拡充による負担について、児童手当及び子ども手当特例交付金の算定において調整し、所要額を確保することとしていること。

#### (2) 減収補填特例交付金（住宅借入金等特別税額控除による減収及び自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収に伴う地方特例交付金）

減収補填特例交付金の総額は、住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するために必要な1,339億円（前年度比344億円、34.6%増）に、自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補填するために必要な500億円（前年度同額）を加算した1,839億円（前年度比344億円、23.0%増）であること。

### 4 地方交付税

平成23年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及び酒税の32%相当額、法人税の34%相当額、消費税の29.5%相当額並びにたばこ税の25%相当額の合計額10兆5,103億円（平成19年度に係る精算額のうち平成23年度精算額999億円を減額した後の額）に国の一般

会計における加算額5兆8,866億円（地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算（1兆500億円）及び歳出特別枠の上乗せ分見合いの別枠加算（2,150億円）、既往法定分等（8,062億円）並びに臨時財政対策特例加算分（3兆8,154億円）の合計額）を加えた1兆6,396.9億円であり、前年度当初に比し6,977億円、4.1%の減となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに交付税特別会計における剰余金等5,000億円及び前年度からの繰越金1兆126億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額1,000億円及び利子支払額4,361億円を減額した1兆7,373.4億円であり、前年度に比し4,799億円、2.8%の増となっている（別添資料第5）。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより、結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特にご留意いただきたい。

#### (1) 普通交付税

##### ① 基準財政需要額

ア 地方財政計画の歳出における特別枠「地域活性化・雇用等対策費」（1兆2,000億円）が新たに計上されたことに対応し、地域の雇用情勢等に応じて、雇用機会の創出や、地域の資源を活用した経済の活性化等を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう平成22年度に創設した「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」を「雇用対策・地域資源活用推進費」として平成25年度まで措置することとしていること。

「雇用対策・地域資源活用推進費」は、前年度と同様の算定方法により、4,500億円程度を算定することとしていること。

イ 特別枠のうち「雇用対策・地域資源活用推進費」以外の基準財政需要額への対応については、次のとおり普通交付税措置を充実することとしていること。

- ・ 第3の13に掲げる措置（新たに1,000億円程度）。
- ・ 第3の14に掲げる措置（新たに300億円程度）。

- ・ 第3の15に掲げる措置（新たに100億円程度）。
- ・ 安心して暮らせる地域づくりや、疲弊した地域の活性化など、地方公共団体が住民のニーズに適切に対応した行政サービスを提供できるよう、関係費目における単位費用措置を充実（6,100億円程度（前年度5,350億円程度））。

ウ 地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方と都市の「共生」の考え方の下、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を算定する「地方再生対策費」の交付税措置については、前年度と同様の算定方法により、3,000億円程度（道府県分1,125億円程度、市町村分1,875億円程度）を算定することとしていること。

エ 基準財政需要額の増減は、各地方公共団体における公債費のウェイト等により各地方公共団体ごとにかかなりの差が生じるものと見込まれること。

## ② 基準財政収入額

ア 税源移譲によって財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う影響分を当面100%算入することとしていること。

イ 平成23年度においては、児童手当及び子ども手当特例交付金について、その100%を算入することとしていること。

ウ 一般的に、道府県分にあつては道府県民税法人税割及び法人事業税の増が見込まれ、市町村分にあつては、市町村民税法人税割の増が見込まれること。

エ 基準財政収入額の見積りに当たっては、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

オ 法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講じることとしているが、法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の

減収額を対象に減収補填債を発行する場合には、減収補填債発行額は精算措置の対象額から除くこととしていること。

- ③ 地方公共団体の自主的・主体的な財政運営を図る観点から、事業費補正の更なる縮減を行うこととし、消防広域化事業（「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号）により告示されている広域化の期限（平成24年度）後）、地下鉄事業（出資金・補助金）、防災対策事業（うち「特に推進すべき事業」）、地域活性化事業（うち「合併の円滑化」）に係る事業費補正の廃止等を行うこととしていること。
- ④ 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じる前で比較した場合、平成22年度に比し個別算定経費（地方再生対策費、雇用対策・地域資源活用推進費、公債費、事業費補正及び特別交付税からの移行分（下記(2)①②参照）を除く。）にあつては、それぞれ道府県分1.5%程度、市町村分0.0%程度、包括算定経費にあつては、それぞれ道府県分1.0%程度、市町村分1.0%程度の減と見込まれること。
- ⑤ 平成23年度については、臨時財政対策債の発行可能額の総額が前年度比20.1%減少していることにご留意いただくとともに、各団体の発行可能額について、今後3年間で段階的に、人口を基礎として算出する方式を廃止し、財源不足額を基礎として算出する方式に移行することとしていることから、平成23年度においても、財源不足額を基礎として算出する方式の割合が高くなること。

臨時財政対策債の発行可能額の算出方法等については、別途お知らせする予定であること。

## (2) 特別交付税

- ① 地方交付税の算定方法の簡素化・透明化の取組の一環として、交付税総額における特別交付税の割合（現行6%）を平成23年度には5%、平成24年度以降は4%へと段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行させることとしていること。

その際、特別交付税の3月分として算定している財政需要の一部を普通交付税に移行させることとし、「地域振興費（人口）」において、道府県

分については段階補正、市町村分については段階補正及び条件不利地域に係る人口急減補正を用いて算定することとしていること。

移行期間中である平成23年度及び平成24年度の特別交付税については、既往の算定額から地域振興費のうち移行分に係る算定額を控除した額を基本として算定することとしていること。

なお、平成25年度以降の特別交付税の算定については、算式化を更に進めるとともに、個別の地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、所要の経過措置を講じることとしていること。

また、平成23年度から地方公共団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、12月と3月の定例の決定・交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を新設することとしていること。

- ② 平成23年度の特別交付税の総額は、地方交付税総額における特別交付税の割合を6%から5%に引き下げるなどにより、平成22年度に比し15.8%の減となっていることや上記(1)の普通交付税への移行方法を踏まえ、予算計上額を検討されたいこと。

特に、平成22年度において、災害対策や口蹄疫対策経費等年度によって激変する項目により多額の交付を受けている地方公共団体にあつては、これらの事由による特別交付税の減少を確実に見込むこと。

## 5 国庫支出金

国庫支出金の総額については、現在のところ確定した額を把握することは困難であるが、公共事業関係費が減少する一方で、子ども手当の3歳未満に対する上積みやその他の社会保障関係費の増加等により、地方財政計画上5.3%程度の増になるものと見込まれる。

また、平成23年度における各種交付金の計上額は、別添資料第6のとおりであり、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もることにご留意いただきたい。

## 6 地方債

平成23年度地方債計画（別添資料第7）は、極めて厳しい地方財政の状況

の下で、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、公的資金の重点化と市場における地方債資金の調達を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

その総額は、1兆3千7億3千400億円となり、前年度に比し2兆1千6億3千600万円、13.6%の減となっている。

このうち、普通会計分は1兆1千4億7千720万円で、前年度に比し2兆1千6億700万円、14.9%の減となっており、公営企業会計等分は2兆2億5千680万円で、前年度に比し1億4千690万円、6.1%の減となっている。

地方債については、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 補助事業等に係る各種事業債については、地方公共団体の事業選択に対する中立性の確保や一括交付金化の趣旨を踏まえ、都道府県分を中心に、原則として、公共事業等債に一本化することとしており、地方公共団体の事務負担の軽減を図ることとしていること。
- (2) 地域活性化事業債については、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を図る「緑の分権改革」を推進する事業に加え、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野（地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり）に係る事業について、平成27年度までの間、新たに対象とすることとしていること。
- (3) 地方債充当率については、一般補助施設整備等事業債、一般事業債及び地方道路等整備事業債において簡素化を図ることとしていること。
- (4) 平成24年度までの3年間で1兆1千億円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じることとしていること。
- (5) 辺地とその他の地域の格差是正を図るため、辺地対策事業債4億1千200万円を計上していること。また、ソフト事業を含めた新たな過疎対策に対応するため、過疎対策事業債については前年度同額の2億7千000万円を計上している



こと。

(6) 地方債資金のうち、公的資金については、重点化・縮減を図りつつ、所要額を確保していること。なお、臨時財政対策債については、前年度と同じ割合の公的資金を確保するとともに、一般市町村については原則として全額公的資金を配分することとしていること。

(7) 民間資金の調達に当たっては、市場公募化の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化、償還期間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化を図ること。

(8) 地方債の管理に当たっては、施設の耐用年数等を勘案しつつ適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化を図ること。

また、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、地方債全体の信用にも配慮し、借換えにより対処することとともに、同様の観点から、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰延べとの印象を与えかねないため、慎重に対処すること。

## 7 使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、決算の状況を踏まえ、前年度に比し1,153億円、8.8%増の1兆4,279億円になるものと見込まれる。

## 第6 歳出

### 1 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 地方財政計画上の職員数については、地方公共団体における定員純減の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、25,623人の純減としていること。

(2) 義務教育諸学校の教職員については、小学校1年生の学級編成の標準を現行の40人から35人とする制度改正を行うこととしていることを踏まえ、地方財政計画上、児童生徒数の減少等に伴う703人の減員に対して、2,300人の改善増を見込むことにより、全体として1,597人の増員を見込んでいること。

公立高等学校、公立大学等の教職員については、児童生徒数の減少等に伴い、1, 149人の減員を見込んでいること。

- (3) 一般職員（教職員、警察官、警察事務職員及び消防職員を除く職員。）については、地方財政計画上、26, 761人の減員としていること。
- (4) 警察官については、地方財政計画上、現下の治安状況を勘案し、833人の増員を行うこととしていること。また、警察事務職員については、143人の減員を見込んでいること。
- (5) 地方公務員共済組合負担金等については、別添資料第8のとおり改定される予定であること。

追加費用については、地方財政計画上、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」（平成19年4月13日国会提出閣法第95号）が廃案となったことに伴い、平成21年度に地方公務員共済組合が負担した、本来地方公共団体が負担すべき追加費用の額の精算額及び平成23年度に地方公共団体が負担すべき追加費用の額を含む額（9, 307億円、対前年度比513億円の減）を計上することとしていること。

なお、地方議会議員共済会負担金については、地方議会議員年金制度の廃止等の制度改正を行うこととしていることを踏まえ、平成23年度に地方公共団体が負担すべき額として、制度廃止に伴う経過措置としての給付に要する経費1, 301億円を含む額（1, 347億円、対前年度比1, 107億円の増）を計上することとしていること。

- (6) 平成23年度においては、前年度に引き続き国の予算において給与改善費を計上しないこととされたため、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしていること。
- (7) 地方財政計画上の給料単価等の積算に当たって、人事委員会勧告の反映に加え、級別職員構成の是正及び教員給与の見直し等を見込んでいること。

## 2 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 一般行政経費（単独）については、社会保障関係費の自然増を増額計上する一方、財政運営戦略を踏まえ国の歳出の取組と基調を合わせて取り組む観

点から、社会保障関係費を除くその他の経費の見直しを行い、1兆8,601億円（前年度比316億円、0.2%増）を計上することとしていること。

(2) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,818億円、都道府県調整交付金5,212億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）2,114億円を合算した1兆2,144億円（前年度比411億円、3.5%増）を計上することとしていること。

(3) 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、引き続き、都道府県が行う私立高等学校の授業料軽減費補助について、地方財政計画に所要額を増額計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成23年度においては、近年の追加財政需要額の活用状況等を踏まえ、4,700億円（前年度比1,000億円、17.5%の減）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保すること。

(5) 運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続することとされており、地方財政計画に所要額を計上することとしていること。

### 3 投資的経費

投資的経費については、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 国の公共事業関係費は前年度比13.8%減（一括交付金化の影響除きで5.1%減）とされたところであるが、地方財政計画においては、投資的経費のうち直轄事業負担金については、前年度に比し約9.3%減の6,400億円程度、補助事業費については、前年度に比し約22.5%増の5兆3,100億円程度（補助事業費については、平成22年度まで単独事業に計上していた社会資本整備総合交付金を活用した道路事業を、補助事業へ移し替えたことにより増加しているが、その影響を除いた場合、前年度に比し約4.6%の

減)となる見込みであること。また、直轄事業負担金及び補助事業費の合計は、前年度に比し約18.0%の増(移替えの影響を除いた場合、前年度に比し約5.1%の減)となる見込みであること。

(2) 地方単独事業費については、前年度に比し22.0%減の5兆3,558億円を計上することとしているが、上記(1)の移替えの影響を除いた場合には、前年度比5.0%の減となっていること。

(3) 公共工事については、コスト構造改善への取組の参考とするため、「公共事業コスト構造改善に対する取組について」(平成20年5月9日付け総務事務次官通知)を通知していること。

また、公共工事における一般競争入札及び総合評価方式の導入・拡充、ダンプینگ受注の防止の徹底、予定価格等の公表の適正化等については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年12月22日付け総務省自治行政局長・国土交通省建設流通政策審議官通知)等において要請していること。

#### 4 公債費

公債費については、臨時財政対策債の元利償還金が引き続き増加するものの、その他の地方債の元利償還金の減少を踏まえ、全体として、地方財政計画上前年度に比し1.2%程度の減を見込むこととしている。

#### 5 維持補修費

維持補修費については、地方財政計画上前年度と概ね同額を見込むこととしている。

#### 6 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営基盤の強化、住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、地方財政計画に所要額を計上することとしている。

#### 7 その他

次の諸点に、特にご留意いただきたい。

(1) 各地方公共団体においては、「地方公共団体財政健全化法」附則第5条の規定等を踏まえ、引き続き財政秩序の維持・確立に努めていただきたいこと。

なお、現在、地域主権改革を更に推進するため同条の規定を見直し、国等への寄附について地方公共団体の自発的な判断に委ねることを検討していること。

(2) 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、依然として、経営状況が悪化し、収益率が低下する等極めて厳しい状況にあるので、各施行団体にあっては、施設改善やファンサービス等の売上増加策を講じ、公営競技の魅力の向上を図りつつ、開催経費の削減等による経営の合理化を徹底するほか、必要に応じた、今後の事業の在り方に関する検討を行うこと。

なお、引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元金償還金について、地方債を充当することができることとしていること。

また、宝くじについては、発売団体において、大規模災害など緊急政策課題に直面する特定の発売団体がより機動的に宝くじにより資金調達をできる仕組みが創設されたところであるが、その趣旨に鑑み、当該宝くじの発売許可申請に対しては、その発売が円滑に進められるよう許可を行うこととしていること。

(3) 公共調達については、入札談合の排除を徹底し、随意契約等の一層の適正化を図るために、国の機関等が当面迅速かつ適切に実施すべき施策を「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」（平成18年2月24日付け公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議決定）としてとりまとめていること。

## 第7 地方公営企業

1 地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次のような措置を講じることとしている。

(1) 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連

した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保していること。

(2) 旧公営企業金融公庫資金の繰上償還の財源として、地方債計画に公営企業借換債300億円を計上していること。

(3) 平成24年度までの3年間で1.1兆円規模の公的資金の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じることとしているところであるが、繰上償還の承認を受けた企業においては公営企業経営健全化計画の着実な実施が求められること。

(4) 病院事業については、引き続き、過疎地や産科、小児科、救急医療などの不採算部門における医療の提供等に係る所要額を確保するとともに、医師の派遣を受けることに対する新たな措置を講じることによって医師確保対策の充実を図る等、地方交付税措置を拡充することとしていること。

## 2 地方公営企業会計制度等の抜本的な見直し

地方公営企業の会計制度については、「地方公営企業会計制度等研究会報告書」（平成21年12月24日公表）の提言を踏まえた見直しを行うこととしている。

このうち、資本制度の見直しについては、国会において継続審議となっている「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」により「地方公営企業法」の改正を行うとともに、会計基準の見直しについても、所要の政省令改正を行い、必要な移行期間を設けた上で、新たな基準を導入することを予定しているため、円滑な移行に向けた準備にご留意いただきたい。

なお、地方公営企業会計制度の改正への対応に要する経費については、所要の財政措置を講じることとしている。

3 第3の9の地方債協議制度の見直し等、地方公共団体の自主性・自立性を高める改革と併せて、地方公共団体の事業実施に伴う責任について留意する必要があることから、住民生活に密着したサービスを提供するものではなく、経済動向の変動等による事業リスクが相対的に高い事業を行う場合は、法人格を別にして事業を実施するなど、地方公共団体のリスクを限定することについて、別途その詳細を通知することとしている。

# 平成 23 年度予算編成の基本方針

平成 22 年 12 月 16 日  
閣 議 決 定

## 1 経済・社会の現状と改革への取組

日本の経済・社会は、歴史の転換点に差し掛かっている。

20 年以上低迷してきた経済は、本格的な回復の軌道に乗っておらず、慢性的なデフレが続いている。何より、深刻な財政状況の下、持続可能な社会保障の整備が遅れる中、少子化・高齢化、生産年齢人口の減少は否応なく進み、社会の閉塞感、将来への不安感が高まっている。

こうした状況の下、歴史的な政権交代が実現した。そして、昨年の「予算編成の基本方針」（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）でも掲げた、「人」への投資の重視、新しい公共、地域主権等の様々な改革を進めてきたが、改革はまだその途上にある。

## 2 平成 23 年度予算編成の基本理念

平成 23 年度予算は、政権交代後、新政権がゼロから取り組む最初の本予算である。

また、本年 6 月に、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）及び「財政運営戦略」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）により示した、新政権の経済・財政政策の基本的な方針の下での最初の本予算でもある。

「有言実行内閣」たる菅内閣として、この予算を、これまで先送りされてきた重要政策課題に着手し、解決していくための出発点としなければならない。とりわけ、「経済成長」、「財政健全化」、「社会保障改革」を一体的に実現し、元気な日本を復活させるための礎を築く必要がある。

### (1) 「成長と雇用」の実現、デフレ脱却への道筋

直近の経済情勢をみると、景気は足踏み状態にあり、失業率が高水準にあるなど、国民生活に密接に関連する雇用情勢も厳しい。また、デフレが続いており、円高、世界経済の動向等、景気の下押しリスクの要因もある。こうした情勢に対応し、全国津々浦々の地域に根ざした元気な日本を復活させるため、平成 23 年度予算は、「成長と雇用」を最大のテーマとする。今後需要が拡大していく分野を中心に、雇用を増やし、経済成長の要としていくための

政策に重点を置き、景気回復とデフレ脱却への道筋を確かなものにするとともに、持続的な成長の基盤を築く。

## (2) 国民の生活を第一に

また、これまで十分に光が当てられてこなかった分野を含め、国民の生活を第一に掲げる、政権交代以来の理念を引き続き追求し、子ども手当の上積み、高校実質無償化の継続、求職者支援制度の創設等を着実に実施する。

## (3) 確固たる戦略に基づく予算編成

かつてのように、府省庁縦割りで硬直的な、無駄の多い予算配分を続ければ、持続的な成長と雇用は実現できず、借金の山だけが残り、将来の世代にツケを負わせることになる。こうした失敗を繰り返す余裕は、もはや日本にはない。既存の事業を抜本的に見直し、確固たる戦略の下に大胆に予算を組み替えていくことが不可欠である。そのため、旧政権下の施策はもとより、新政権下で採択した施策であっても、謙虚に、不断の見直しをしていく姿勢が必要である。

こうした理念の下、「新成長戦略」を着実に推進すると同時に、「財政運営戦略」に定めた財政規律の下に、成長と雇用拡大を実現する。これが、来年度予算編成、そしてその後の予算編成を通じた、菅内閣の基本方針である。

## 3 重点分野の基本的方向性

### (1) 新成長戦略の実現へ向けて

菅内閣は、急速な円高の進行等の厳しい経済情勢にスピード感を持って対応し、デフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとしていくために、「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」を決定した。そのステップ1として、平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費を活用した緊急的な対応を行うとともに、ステップ2として、平成22年度補正予算を編成し、成立させたところである。今後、まずはこれらの施策を速やかに実施していく。

そして、ステップ3として、平成23年度予算における新成長戦略の本格実施を図る。政府は既に、9月以降5回にわたって「新成長戦略実現会議」を開催し、新成長戦略を強力に推進する体制を整えており、「21の国家戦略プロジェクト」のうち、世



界の潮流からみて遜色のない高いレベルの経済連携を進め、必要な国内改革を先行的に推進するとともに、総合特区制度、医療の実用化促進のための医療機関の選定制度、「新しい公共」の活動を支える新たな制度等について、平成 23 年度から本格的に着手することとしている。国内投資の促進や、金融の円滑化を含めた施策を推進し、企業・産業の活力を向上させ、新たな雇用の創造を図る。

また、「元気な日本復活特別枠」の要望について、成長と雇用の観点を重視した評価付けを実施したところであり、要求・要望を通じた平成 23 年度予算全体において、新成長戦略の実現のために真に有効な施策について、重点的な予算配分を行う。国家戦略室は、各府省の協力を得て、予算の概算決定後最初に開催される新成長戦略実現会議において、新成長戦略実現へ向けた施策の状況について報告するものとする。

## (2) マニフェスト主要事項等の重要な政策課題

### ① 子ども・子育て支援

子どもは、この国の将来を担う宝であり、今後日本の社会の活力を維持していくためにも、少子化対策・子育て支援は喫緊の課題である。

子ども手当については、関係 5 大臣会合における議論に基づき、上積みを行う方向で検討する。上積みは 3 歳未満の子どもを対象とし、その金額は月額 7,000 円を目安としつつ、恒久財源の確保との見合いで検討する。地方負担の在り方を含む財源構成については、国の財源の状況、「控除から手当へ」の考え方、昨年に関係 4 大臣合意の趣旨等を踏まえつつ、地方自治体の意見も聞きながら成案を得る。

また、保育所などの現物サービスを充実させる中で、「待機児童解消「先取り」プロジェクト」への対応を行う。

### ② 農業予算

菅内閣は、「国を開く」方針の下、「包括的経済連携に関する基本方針」（平成 22 年 11 月 9 日閣議決定）を決定し、経済連携の推進と農業の再生を両立するための方策について、「食と農林漁業の再生推進本部」、「食と農林漁業の再生実現会議」において検討することとしている。

そして、平成 23 年度予算から、農業の体質強化、6 次産業化に重点を置いた一步を踏み出すことを明確に示すため、関係 4 大臣会合の議論を踏まえた諸施策を行う。

農地の規模拡大による競争力強化を進めるため、流動化を促進する方策を検討する。戸別所得補償制度においては、規模を拡大させる行為に着目した加算の導入を検討し、それと併せて、他の加算措置や助成内容等について精査する。また、農林水産品の輸出拡大や、6次産業化による農業・農村活性化等へ向け政府を挙げて取り組む。

### ③一括交付金

歴史の転換点に立つ、日本の経済・社会の新たな有り様を政府は示すとともに、地域の自由裁量を拡大するため、「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、一括交付金化に着手する。第一段階として、投資補助金を所管する全ての府省が平成23年度から、投資補助金の一括交付金化に取り組み、「地域自主戦略交付金」（仮称）を創設することとする。

同交付金の規模は、平成24年度には1兆円強を目指す。平成23年度は都道府県分を対象とし、その半分程度の規模を目指す。内閣府予算として計上し、当面は継続事業が実施できるよう配意しつつ、客観的指標による配分を導入するものとする。

### ④雇用対策

雇用対策は、菅内閣が最も重視する政策の一つである。厳しい雇用情勢に迅速に対応し、新卒者就職支援など、雇用戦略対話における合意も踏まえ、「3段階の経済対策」のステップ1、ステップ2と一体となった雇用対策を推進する。

また、雇用保険を受給できない求職者に対する恒久的な制度（第二のセーフティネット）として、求職者支援制度の創設に向け検討を進め、次期通常国会における法制化を目指す。

雇用保険に係る国庫負担割合を法律の本則（給付総額の4分の1）に戻すことについては、安定財源の確保との見合いで検討する。

## 4 徹底した予算の組替えと無駄の削減

### (1) 元気な日本復活特別枠の配分基本方針

平成23年度予算においては、「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」（平成22年7月27日閣議決定）に基づき、府省庁の枠を超えて予算を大胆に組み替え、元気な日本を復活させるための施策に重点配分を行う仕組みとして、「元気な日本復活特別枠」（以下「特別枠」という。）を設定する。

特別枠への要望については、「組替え基準」を踏まえ、「元気な日本復活特別枠に関する評価会議」において、政策の評価が行われた。特別枠の予算配分は、この評価を基本としつつ、内閣総理大臣が、当該事業が成長と雇用の拡大に資するかどうか、国民生活の安定・安全の観点から必要であるか等、政権としての重点や、国民の要請を踏まえ、思い切ったメリハリ付けを行い決定する。

## (2) 事業仕分けの適切な反映

事業仕分けは、予算編成過程を可視化し、国民目線に立った事業の見直し・無駄の削減を行うことによって、行政の在り方に大きな一石を投じた。これまでの事業仕分けの対象となった事業については、その結果を予算査定に適切に反映させるものとする。その際、担当大臣は広く国民の納得が得られるように十分な説明責任を果たしつつ、指摘された事業の見直しが確実に行われていることを担保する。また、事業仕分けの対象とならなかった事業についても、行政刷新会議で示された方向性を参考に、横断的に事業の見直しを行う。

## (3) 独立行政法人の事務・事業の見直し等

独立行政法人については、事業仕分けの評価結果や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、事務・事業の見直し、資産・運営等の見直しを確実に行う。また、不要な利益剰余金等について、確実にかつできるだけ速やかに国庫納付を行うこととし、こうした歳入は一時的・特例的なものであることを踏まえつつ、厳しい財政事情の下、できる限りの活用を図るものとする。

政府系の公益法人についても、同様に、事業仕分けの評価結果等を踏まえ、各大臣は、事務・事業等の見直しを確実に行うとともに、指導監督を徹底する。

## (4) 国家公務員人件費等の抑制・削減

「人件費」については、日本全体の大きな課題である。その認識に立ち、平成23年度予算及びそれ以降においても、各大臣において抑制・削減に取り組むと同時に、政府全体でも抑制・削減に全力で取り組む。なお、今後の国家公務員等の給与改定については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に沿って、次期通常国会に、自律的労使関係制度を措置するための法案を提出し、交渉を通じた

給与改定の実現を図るとともに、その実現までの間においても、人件費を削減するための措置について検討し、必要な法案を次期通常国会から、順次、提出する。また、メリハリのある定員配置を実現しつつ、新規増員を厳しく抑制することにより定員の純減を可能な限り確保する。

## 5 財政運営戦略の着実な実現

平成 23 年度予算は、財政運営戦略及び中期財政フレームの下で編成される最初の本予算であり、財政健全化へ向けた日本政府の姿勢を示すものとして、内外の市場関係者も注視している。市場の信認を確保していくため、財政運営戦略・中期財政フレームに定めた規律の下に、財政健全化目標達成へ向けた第一歩とする。

### (1) 新規国債発行額

平成 22 年度当初予算における新規国債発行額約 44 兆円は、過去最高の水準である。平成 23 年度当初予算における新規国債発行額は、平成 22 年度当初予算の水準を上回らないものとするよう、全力をあげる。

### (2) 基礎的財政収支対象経費

基礎的財政収支対象経費については、中期財政フレームに定めるとおり、平成 22 年度当初予算の水準である約 71 兆円（「歳出の大枠」）を上回らないものとする。これを達成するためには、特別枠への要望額の相当程度の絞り込みや、マニフェスト施策財源見合検討事項についての調整を行うことが不可欠であり、要求全体の更なる精査・削減と併せて検討する。

なお、基礎年金国庫負担については、法律上、税制抜本改革によって所要の安定財源を確保することが、国庫負担割合を 2 分の 1 とする前提条件であるが、平成 21 年度及び平成 22 年度は臨時の財源を手当し 2 分の 1 としている。平成 23 年度においても、単年度限りの措置として、臨時の財源を手当てし 2 分の 1 を維持する方向で検討する。

### (3) 今後の検討課題

#### ① 財政運営戦略の進捗状況の検証等

国家戦略室は、関係府省の協力を得て、年明け後早くに、平成 23 年度予算までの状況を踏まえ、財政健全化目標を始めとする財政運営戦略の進捗状況の検証を行い、公表するものとする。

平成 23 年半ば頃、中期財政フレームの改訂を行い、平成 24 年度から平成 26 年度までを対象とする新たな中期財政フレームを定める。この際、現行の中期財政フレームに定める歳入・歳出にわたる取組は維持することを基本とするが、財政運営戦略の進捗状況の検証等を踏まえ、必要があれば、財政健全化への取組を加速することも含め検討する。

## ②社会保障と税の抜本改革

新成長戦略、財政運営戦略の実施と不可分であるもう一つの重要政策課題は、社会保障改革である。少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。

「社会保障改革の推進について」（平成 22 年 12 月 14 日閣議決定）に基づき、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、平成 23 年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図ることとする。

## ③予算・行政に関する P D C A サイクルの充実

行政支出の無駄を減らし、限られた予算を真に国民に便益をもたらす施策に配分するためには、予算に関する P D C A（Plan-Do-Check-Action：計画・実行・検証・反映）のサイクルを充実し、施策の有効性、効率性について不断の検証を行っていくことが不可欠である。既存の政策評価制度と行政事業レビューの役割分担の明確化・連携強化や、「予算編成等の在り方の改革について」（平成 21 年 10 月 23 日閣議決定）に掲げられた政策達成目標明示制度等の施策の取扱いを含め、関係府省・部局において政府全体における P D C A サイクルの整理・強化について検討を行う。

## 平成 23 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度 ～新成長戦略実現に向けたステップ 3 へ～

〔平成 22 年 12 月 22 日〕  
閣 議 了 解

我が国経済はリーマンショック後の経済危機を克服し、外需や政策の需要創出・雇用下支え効果により持ち直してきた。しかしながら、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、夏以降、先行きの不透明感が強まり、また、雇用も依然厳しい状況となっている。菅内閣は、こうした厳しい経済情勢の中、スピード感を重視して、主に年末から年明け以降の景気下振れリスクに先手を打って対応するため、「3 段構えの経済対策」に基づき、予備費を活用したステップ 1<sup>1</sup>、補正予算によるステップ 2<sup>2</sup>を策定し、景気・雇用の両面から経済の下支えを図ってきたところである。

今後は、これら経済対策の着実な推進を図るとともに、「成長と雇用」に重点を置いた平成 23 年度の予算・税制等からなるステップ 3 に「切れ目なく」つなぎ、新成長戦略が目指すデフレ脱却と雇用を起点とした経済成長の実現を確かなものとしていく。

---

<sup>1</sup> 「新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策」（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）における「緊急的な対応」

<sup>2</sup> 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成 22 年 10 月 8 日閣議決定）

# I. 平成 22 年度の経済動向及び平成 23 年度の経済見通し

## (1) 平成 22 年度及び平成 23 年度の主要経済指標

	平成21年度 (実績)	平成22年度 (実績見込み)	平成23年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				平成21年度		平成22年度		平成23年度	
				% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	474.0	479.2	483.8	▲ 3.7	▲ 2.4	1.1	3.1	1.0	1.5
民間最終消費支出	280.7	281.7	282.2	▲ 2.3	0.0	0.4	1.5	0.2	0.6
民間住宅	12.9	13.0	13.8	▲ 21.3	▲ 18.2	0.7	0.1	5.8	5.4
民間企業設備	63.7	66.4	69.2	▲ 16.6	▲ 13.6	4.2	4.9	4.2	4.2
民間在庫品増加 ( )内は寄与度	▲ 3.6	▲ 3.2	▲ 2.5	(▲ 0.9)	(▲ 1.1)	(0.1)	(0.2)	(0.1)	(0.1)
財貨・サービスの輸出	64.2	73.4	77.3	▲ 18.0	▲ 9.6	14.3	18.7	5.2	6.2
(控除)財貨・サービスの輸入	60.2	68.3	71.4	▲ 25.0	▲ 11.0	13.5	10.5	4.6	3.5
内需寄与度				▲ 4.9	▲ 2.7	0.8	1.9	0.8	1.0
民間寄与度				▲ 5.5	▲ 3.9	0.9	1.9	1.0	1.2
公需寄与度				0.6	1.2	▲ 0.0	0.0	▲ 0.2	▲ 0.2
外需寄与度				1.2	0.3	0.2	1.2	0.2	0.5
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度		%程度	
労働力人口	6,608	6,588	6,593	▲ 0.6		▲ 0.3		0.1	
就業者数	6,265	6,258	6,285	▲ 1.7		▲ 0.1		0.4	
雇用者数	5,457	5,466	5,503	▲ 1.1		0.2		0.7	
完全失業率	%	%程度	%程度	5.2		5.0		4.7	
生産	%	%程度	%程度	▲ 8.9		8.6		2.5	
鉱工業生産指数・増減率	▲ 8.9	8.6	2.5						
物価	%	%程度	%程度	▲ 5.2		0.3		0.4	
国内企業物価指数・変化率	▲ 5.2	0.3	0.4						
消費者物価指数・変化率	▲ 1.7	▲ 0.6	0.0						
GDPデフレーター・変化率	▲ 1.3	▲ 2.0	▲ 0.5						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度		%程度	
貿易・サービス収支	4.8	6.6	7.5						
貿易収支	6.6	7.8	8.4						
輸出	55.6	64.3	68.3	▲ 17.9		15.8		6.2	
輸入	49.0	56.5	59.9	▲ 26.4		15.4		6.1	
経常収支	15.8	16.4	17.6						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度	3.3		3.4		3.6	

(注) 消費者物価指数は総合であり、平成22年度の実績見込みには高校実質無償化の影響(寄与度▲0.5%程度)が含まれる。

## (2) 平成 22 年度の経済動向

平成 22 年度の我が国経済は、同年秋から足踏み状態にあるが、今後は踊り場を脱する動きが進むと見込まれる。

物価の動向を見ると、緩やかなデフレ状況が続いている。消費者物価は 2 年連続の下落になるが、GDP ギャップ(供給超過)の縮小等により下落幅は縮小する。

平成 22 年度の国内総生産の実質成長率は、平成 21 年度後半が外

需や政策の需要創出・雇用下支え効果により高い成長となったことから、3.1%程度と3年ぶりのプラス成長が見込まれる。国民の景気実感に近い名目成長率は、1.1%程度と見込まれる。

### **(3) 平成 23 年度の経済見通し**

平成 23 年度は、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、予算、税制等による新成長戦略の本格実施等を通じて、雇用・所得環境の改善が民間需要に波及する動きが徐々に強まることから、景気は持ち直し、経済成長の好循環に向けた動きが進むことが見込まれる。

物価については、消費者物価上昇率はGDPギャップの縮小等により0.0%程度になると見込まれる。GDPデフレーターは、緩やかな下落が続く。完全失業率は、雇用者数の増加から低下する。

こうした結果、平成 23 年度の国内総生産の実質成長率は1.5%程度、名目成長率は1.0%程度と、それぞれ2年連続のプラス成長が見込まれる。

なお、先行きのリスクとして、海外景気の下振れ懸念や為替市場の動向等が挙げられる。

#### **① 実質国内総生産**

##### **(i) 民間最終消費支出**

雇用・所得環境の改善に伴い、緩やかな増加が続く（対前年度比0.6%程度の増）。

##### **(ii) 民間住宅投資**

雇用・所得環境の改善に加え、住宅関係の政策効果により増加する（対前年度比5.4%程度の増）。

##### **(iii) 民間企業設備投資**

企業収益の増加に加え、予算・税制等を含む政策効果等により、緩やかな増加を続ける（対前年度比4.2%程度の増）。

##### **(iv) 公需**

政府最終消費支出は緩やかに増加するが、他方、公的固定資本形成は引き続き前年度を下回る（実質経済成長率に対する公需の寄与度マイナス0.2%程度）。



## (v) 外需

世界経済の緩やかな回復が期待されることから増加する（実質経済成長率に対する外需の寄与度 0.5%程度）。

## ② 労働・雇用

雇用創出・下支えの政策効果が継続する下で、景気が持ち直していくことから完全失業率は 2 年連続して低下する（4.7%程度）。雇用者数は緩やかな増加を続ける（対前年度比 0.7%程度の増）。

## ③ 鉱工業生産

輸出の回復や内需の増加を受けて、持ち直す（対前年度比 2.5%程度の増）。

## ④ 物価

消費者物価上昇率はGDPギャップの縮小等を受けて、0.0%程度となる。国内企業物価はわずかに上昇する（対前年度比 0.4%程度の上昇）。GDPデフレーターは緩やかな下落を続ける（対前年度比 0.5%程度の下落）。

## ⑤ 国際収支

世界経済の緩やかな回復を背景に、貿易収支黒字、経常収支黒字はともに増加する（経常収支対名目GDP比 3.6%程度）。

(注1) 本経済見通しに当たっては、「Ⅱ.平成23年度経済財政運営の基本的態度」及び「Ⅲ.新成長戦略実現に向けたステップ3の具体的な取組」に記された経済財政運営を前提としている。

(注2) 世界GDP（日本を除く）、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
世界GDP（日本を除く）の実質成長率（%）	▲0.1	3.9	3.2
円相場（円／ドル）	92.8	85.6	82.4
原油輸入価格（ドル／バレル）	69.1	81.9	86.6

(備考)

1. 世界GDP（日本を除く）の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成22年11月1日～11月30日の1か月間の平均値（82.4円／ドル）で同年12月以後一定と想定。

3. 原油輸入価格は、平成 22 年 11 月 1 日～11 月 30 日の 1 か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値 (86.6 ドル/バレル) で同年 12 月以後一定と想定。

(注 3) 我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことにかんがみ、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

## Ⅱ. 平成 23 年度経済財政運営の基本的態度

- 「3段構えの経済対策」のステップ1及び2をさらに推進し、景気・雇用面から来年初以降の下振れリスクに備え、民間部門のマインドを安定化
- 新成長戦略本格実施元年の平成23年度は、ステップ3として「成長と雇用」に重点を置いた予算や税制等の総合的な活用により、フェーズⅠの目標であるデフレ脱却と自律的回復に向けた道筋を確かなものとする
- 需要面の取組を基本としつつ、フェーズⅡまでを見据え、中長期的な供給面の成長制約に備えた取組を推進
- 円高、デフレ状況に対する為替、金融面での対応

### （「成長と雇用」に重点を置いた新成長戦略の本格実施）

平成23年度は、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）の「本格実施元年」に当たる一年であり、新成長戦略のフェーズⅠ（デフレ清算期間）が目指すデフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとするため、「成長と雇用」に重点を置き、予算、税制、規制・制度面から最大限の努力を行うことを経済財政運営の方針と位置づける。

### （ステップ1、2の推進による景気悪化リスクへの対処）

このため、「3段構えの経済対策」のうち既に実施過程に入ったステップ1及びステップ2に盛り込まれた施策をさらに推進する。これにより、今後の景気・雇用の悪化リスクに需要・雇用面から対処し、家計・企業のマインドの安定化を図る。その際、対策の効果を早期かつ最大限発揮させるため、PDCAサイクルに立脚した進捗管理を徹底する。

### （ステップ3を通じた本格的な経済成長の基盤づくり）

これらに「切れ目なく」続くステップ3として、平成23年度の予算、税制改正及び規制・制度改革など需要面を中心に政策手段を総動員し、成長分野における雇用の創造が起点となって、家計の所得・支出の増加につながるような経済の「好循環」を確かなものとする。また、経済の下振れリスクに警戒を怠ることなく、景気・雇用の動向によっては果敢に対応する。

### **(新成長戦略フェーズ II を見据えた準備)**

こうした需要面を中心とした取組を基本としつつ、今後中長期的に人口減少・高齢化から強まっていく供給面からの成長制約に備えるため、平成 23 年度においては、新成長戦略フェーズ II を見据え、人材の育成、起業の促進などの取組を着実に推進する。

### **(為替、金融面の対応)**

為替については、円高の急速な進行は一時に比べ一服しているものの、過度の円高の進行・長期化は経済・金融の安定に悪影響を与え看過できないとの観点から、引き続き、必要な時には為替介入を含め断固たる措置をとる。

日本銀行に対しては、早期のデフレ脱却に向け、引き続き、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策の運営によって経済を下支えするよう期待する。

また、中小企業金融円滑化法の 1 年延長を図る。

### Ⅲ. 新成長戦略実現に向けたステップ3の具体的な取組

#### (1) 予算、税制、規制・制度による一体的取組

平成23年度においては、ステップ1、2の経済対策に続き、「新成長戦略実現に向けたステップ3」として、デフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとするべく、以下に示すように、予算、税制改正及び規制・制度改革といった政策手段を総合的に活用する。

##### ○予算

新成長戦略及び財政運営戦略の本格実施元年として、財政健全化の歩みを進めつつ、「元気な日本復活特別枠」の活用を含め、「成長と雇用」を重視した予算とする。

##### ○税制改正

「平成23年度税制改正大綱」を踏まえ、新成長戦略の実施に資する観点から、デフレ脱却と雇用拡大を最優先し、法人実効税率引下げ等を行う。

##### ○規制・制度改革

ステップ1、2に続き、財源を使わない需要喚起策として、及び新成長戦略を推進するための政策ツールとして規制・制度改革をさらに強力に推進する。

#### ① 予算

「平成23年度予算編成の基本方針」（平成22年12月16日閣議決定）に基づき、平成23年度予算は、厳しい財政事情の下、「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）を踏まえ財政健全化の歩みを進めるとともに、新成長戦略を本格的に実施するため、需要面を中心に限られた財源の中で成長と雇用を軸とした予算とする。

具体的には、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーションやアジア展開等における「国家戦略プロジェクト」をはじめ、新成長戦略を本格実施するため、所要の制度改革を進めるとともに、真に有効な施策について、「元気な日本復活特別枠」の活用を含め、重点的な予算配分を行う。

## ② 税制改正

「平成 23 年度税制改正大綱」（平成 22 年 12 月 16 日閣議決定）を踏まえ、新成長戦略の実施に資する観点から、デフレ脱却と雇用拡大を最優先し、法人実効税率引下げ等を行う。

### ○法人実効税率の引下げ

我が国企業の国際競争力の向上や我が国の立地環境の改善等を図り、国内の投資拡大や雇用創出を促進するため、法人実効税率を 5%引き下げる。中小企業に対する法人税の軽減税率については 3%引き下げる。

### ○雇用促進税制の創設

雇用の維持・増加を図り、それによって経済成長を図る観点から、雇用を一定以上増加させた企業に対する優遇措置を講じる。

### ○その他

- ・我が国の環境・エネルギー技術の開発を後押しすることにより経済成長につなげるとともに、地球温暖化問題に対応していくため、先進的な低炭素・省エネ設備への投資に対し、税制上の優遇措置を講じる。
- ・激しい国際競争にさらされている我が国の企業立地環境を改善するため、総合特区制度及びアジア拠点化推進のための税制上の支援措置を講じる。
- ・「新しい公共」の担い手を支える環境を整備し、担い手の活発な活動を促進するため、認定 NPO 法人等への寄附に係る所得税の税額控除の導入、認定 NPO 法人制度の見直しを行うとともに、新認定法に基づく新たな認定制度の整備を目指す。

## ③ 規制・制度改革

予算や税制という財政措置のみならず、財源を必要としない需要喚起策として、潜在的需要の顕在化や雇用創出の障害となっている規制・制度の見直しを中心に、新成長戦略の実現を図る。また、フェーズ II を見据え、高齢化の中で供給力が成長制約にならないよう生産性向上に資する規制・制度の改革にも取り組む。

### ○「日本を元気にする規制改革 100」等の推進

「日本を元気にする規制改革 100」等に基づき、都市再生・住宅分野、環境・エネルギー分野、国を開く経済戦略分野等を中心に規制・制度改革を進めるため、法改正等所要の措置を講ずる。

## ○新成長戦略実現のためのさらなる課題への対応

医療・介護、環境・エネルギー、農林・地域活性化等の分野について、平成 23 年 3 月までに、新成長戦略の実現に資する規制・制度改革の方針を策定し、これを推進する。その中において、国内投資の促進や包括的経済連携の推進に資する規制・制度改革などの課題にも取り組む。また、成長分野の発展や地域活性化に資するよう、総合特区制度の創設を行う。

## **(2) 成長と雇用に向けた主要方針の推進**

雇用を起点とした経済成長の実現に向け、新成長戦略の本格実施を図るとともに、予算、税制等の一体的な取組を通じ、以下の主要方針に取り組む。

### **① 雇用を「つなぐ」「創る」「守る」政策の推進**

雇用を歯車とする経済成長を早期に実現するため、政労使の合意に基づく「雇用戦略・基本方針 2011」（平成 22 年 12 月 15 日雇用戦略対話）を踏まえ、ステップ 1、2 の経済対策に盛り込まれた施策の着実な実施を含め、雇用を「つなぐ」、「創る」、「守る」総合的な雇用創出・支援策を講ずる。

### **② 国内投資の促進**

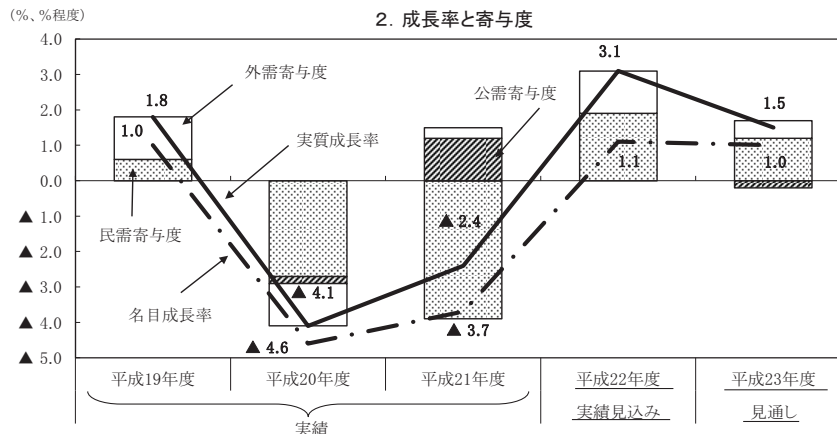
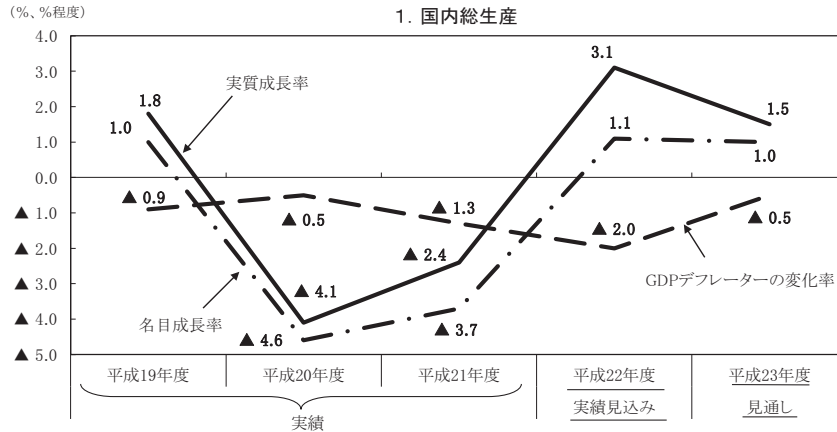
雇用を生み出す主体は企業であるとの観点から、民間企業の国内投資再強化を促し、新たな雇用を創出するため、「日本国内投資促進プログラム」（平成 22 年 11 月 29 日国内投資促進円卓会議決定）を踏まえ、投資促進、成長促進に資する政策を強力に推進する。

### **③ 包括的経済連携**

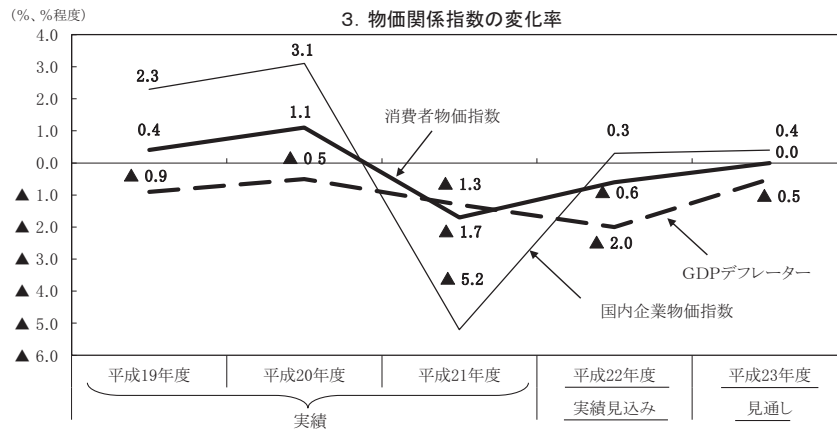
グローバル化の果実を取り込み、海外における我が国の財・サービスに対する潜在的需要を掘り起こし、「強い経済」を実現させる観点から、「包括的経済連携に関する基本方針」（平成 22 年 11 月 9 日閣議決定）に基づき、農業分野等における抜本的な国内改革を先行的に推進しつつ、アジア太平洋地域をはじめ世界の主要貿易国との間で高いレベルの経済連携を進める。

(参考)

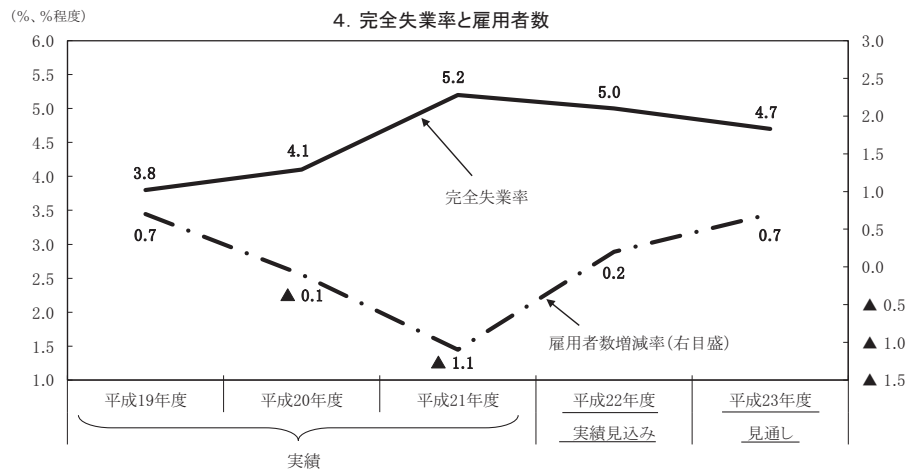
## 主な経済指標



※ 民間、公需、外需の寄与度は実質成長率に対するもの。



※ 消費者物価指数は総合であり、平成22年度の実績見込みには高校実質無償化の影響(寄与度▲0.5%程度)が含まれる。





# 平成23年度一般会計歳入歳出概算

平成22年12月24日  
(単位 億円)

区 分	前年度予算額 (当初) (A)	平成23年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
歳 入				%
1. 租 税 及 印 紙 収 入	373,960	409,270	35,310	9.4
2. そ の 他 収 入 (うち特例法によるもの(注1))	106,002 ( 51,146 )	71,866 ( 24,897 )	△ 34,136 ( △ 26,249 )	△ 32.2 ( △ 51.3 )
3. 公 債 金	443,030	442,980	△ 50	△ 0.0
(1) 公 債 金	63,530	60,900	△ 2,630	△ 4.1
(2) 特 例 公 債 金	379,500	382,080	2,580	0.7
合 計	922,992	924,116	1,124	0.1
歳 出				
1. 国 債 費	206,491	215,491	9,000	4.4
2. 基礎的財政収支対象経費 (うち地方交付税交付金等)	709,319 ( 174,777 )	708,625 ( 167,845 )	△ 694 ( △ 6,932 )	△ 0.1 ( △ 4.0 )
計	915,810	924,116	8,306	0.9
3. 平成20年度決算不足補てん繰戻	7,182	-	△ 7,182	-
合 計	922,992	924,116	1,124	0.1

(注1) 特例法によるものとは、「平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」及び「平成23年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(仮称)に基づく収入のうち特例公債金以外の収入をいう。

(注2) 計数整理の結果、異動を生ずることがある。

(注3) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

平成23年度一般会計歳出概算所管別内訳

(単位 億円)

所 管 別	前年度予算額 (当初) (A)	平成23年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
				%
皇 室 費	65	63	△ 2	△ 2.8
国 会	1,490	1,396	△ 94	△ 6.3
裁 判 所	3,232	3,200	△ 32	△ 1.0
会 計 検 査 院	178	170	△ 8	△ 4.3
内 閣 ・ 内 閣 本 府 等	5,608	10,131	4,522	80.6
警 察 庁	2,705	2,451	△ 254	△ 9.4
総 務 省	185,936	177,216	△ 8,721	△ 4.7
(うち地方交付税交付金等)	( 174,777 )	( 167,845 )	( △ 6,932 )	( △ 4.0 )
法 務 省	6,798	7,508	710	10.4
外 務 省	6,572	6,262	△ 310	△ 4.7
財 務 省	12,928	12,773	△ 154	△ 1.2
文 部 科 学 省	55,926	55,428	△ 498	△ 0.9
厚 生 労 働 省	275,561	289,638	14,077	5.1
農 林 水 産 省	22,784	21,266	△ 1,518	△ 6.7
経 済 産 業 省	9,922	9,568	△ 354	△ 3.6
国 土 交 通 省	56,139	50,193	△ 5,946	△ 10.6
環 境 省	2,072	2,009	△ 63	△ 3.0
防 衛 省	47,903	47,752	△ 151	△ 0.3
経 済 危 機 対 応 ・ 地 域 活 性 化 予 備 費	10,000	8,100	△ 1,900	△ 19.0
予 備 費	3,500	3,500	—	—
小 計 (基礎的財政収支対象経費)	709,319	708,625	△ 694	△ 0.1
国 債 費	206,491	215,491	9,000	4.4
合 計	915,810	924,116	8,306	0.9
平成20年度決算不足補 てん繰戻	7,182	—	△ 7,182	—
総 合 計	922,992	924,116	1,124	0.1

平成23年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

(単位 億円)

事 項	前年度予算額 (当初) (A)	平成23年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
				%
社会保障関係費	272,686	287,079	14,393	5.3
文教及び科学振興費	55,872	55,100	△ 772	△ 1.4
(うち科学技術振興費)	( 13,334)	( 13,352)	( 18 )	( 0.1 )
国 債 費	206,491	215,491	9,000	4.4
恩給関係費	7,144	6,434	△ 710	△ 9.9
地方交付税交付金等	174,777	167,845	△ 6,932	△ 4.0
防衛関係費	47,903	47,752	△ 151	△ 0.3
公共事業関係費	57,731	49,743	△ 7,987	△ 13.8
経済協力費	5,822	5,298	△ 524	△ 9.0
中小企業対策費	1,911	1,969	58	3.0
エネルギー対策費	8,420	8,559	139	1.7
食料安定供給関係費	11,612	11,587	△ 25	△ 0.2
その他の事項経費	51,943	55,660	3,717	7.2
(うち地域自主戦略交付金(仮称))	( - )	( 5,120)	( 5,120 )	( - )
経済危機対応・地域活性化 予備費	10,000	8,100	△ 1,900	△ 19.0
予 備 費	3,500	3,500	-	-
計	915,810	924,116	8,306	0.9
平成20年度決算不足補てん 繰戻	7,182	-	△ 7,182	-
合 計	922,992	924,116	1,124	0.1

(注) 前年度予算額は、23年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

## 平成23年度地方財政収支見通しの概要

項 目		平成23年度 (見込)	平成22年度	増減率 (見込)	備 考
歳 入	地 方 税	334,037 億円	325,096 億円	2.8 %	1 交付税特別会計借入金 ・平成23年度末見込み 約33.5兆円  2 地方の借入金残高 ・平成23年度末見込み 約200兆円 (対前年度約▲1,400億円)
	地 方 譲 与 税	21,749 億円	19,171 億円	13.4 %	
	地 方 特 例 交 付 金	3,877 億円	3,832 億円	1.2 %	
	地 方 交 付 税	173,734 億円	168,935 億円	2.8 %	
	地 方 債	114,772 億円	134,939 億円	▲ 14.9 %	
	うち臨時財政対策債	61,593 億円	77,069 億円	▲ 20.1 %	
	歳 入 合 計	約 825,200 億円	821,268 億円	約 0.5 %	
「一般財源」		594,990 億円	594,103 億円	0.1 %	※ 単独分へ計上していた社会 資本整備総合交付金を活用し た道路事業を、補助事業へ移 替えた影響を除いた場合
(水準超経費を除く)		587,790 億円	587,603 億円	0.0 %	
歳 出	給 与 関 係 経 費	約 212,700 億円	216,864 億円	約 ▲ 1.9 %	
	退 職 手 当 以 外	約 191,000 億円	194,064 億円	約 ▲ 1.6 %	
	退 職 手 当	約 21,700 億円	22,800 億円	約 ▲ 4.7 %	
	一 般 行 政 経 費				
	うち単独分	約 138,600 億円	138,285 億円	約 0.2 %	
	地 方 再 生 対 策 費	3,000 億円	4,000 億円	▲ 25.0 %	
	地 域 活 性 化 ・ 雇 用 等 臨 時 特 例 費	0 億円	9,850 億円	▲ 100.0 %	
	地 域 活 性 化 ・ 雇 用 等 対 策 費 ( 仮 称 )	12,000 億円	0 億円	皆増	
	公 債 費	約 132,400 億円	134,025 億円	約 ▲ 1.2 %	
	投 資 的 経 費				
	うち単独分	約 53,600 億円	68,683 億円	約 ▲ 22.0 %	
	〔移替え影響額除き〕※	〔約 53,600 億円〕	〔56,377 億円〕	〔約 ▲ 5.0 %〕	
	公 営 企 業 繰 出 金	約 26,900 億円	26,961 億円	約 ▲ 0.3 %	
うち企業債償還費 普通会計負担分	約 17,100 億円	17,454 億円	約 ▲ 1.9 %		
水 準 超 経 費	7,200 億円	6,500 億円	10.8 %		
歳 出 合 計	約 825,200 億円	821,268 億円	約 0.5 %		
(水準超経費を除く)		約 818,000 億円	814,768 億円	約 0.4 %	
地 方 一 般 歳 出		約 668,400 億円	663,289 億円	約 0.8 %	

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

# 平成23年度地方交付税総額算定基礎

(単位:百万円、%)

区分	平成23年度	平成22年度			増減額		増減率		
	当初予算額 A	当初予算額 B	補正額 C	補正後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国 税	所得税(A)	13,490,000	12,614,000	194,000	12,808,000	876,000	682,000	6.9	5.3
	酒税(B)	1,348,000	1,383,000	-	1,383,000	-35,000	-35,000	-2.5	-2.5
	二税計(ア)	14,838,000	13,997,000	194,000	14,191,000	841,000	647,000	6.0	4.6
	法人税(イ)	7,792,000	5,953,000	1,536,000	7,489,000	1,839,000	303,000	30.9	4.0
	消費税(ウ)	10,199,000	9,638,000	517,000	10,155,000	561,000	44,000	5.8	0.4
	たばこ税(エ)	816,000	827,000	-	827,000	-11,000	-11,000	-1.3	-1.3
一 般 会 計	(ア)×32%	4,748,160	4,479,040	62,080	4,541,120	269,120	207,040	6.0	4.6
	(イ)×34%	2,649,280	2,024,020	522,240	2,546,260	625,260	103,020	30.9	4.0
	(ウ)×29.5%	3,008,705	2,843,210	152,515	2,995,725	165,495	12,980	5.8	0.4
	(エ)×25%	204,000	206,750	-	206,750	-2,750	-2,750	-1.3	-1.3
	小計	10,610,145	9,553,020	736,835	10,289,855	1,057,125	320,290	11.1	3.1
	過年度精算分(9、10年度)	-	-87,578	-	-87,578	87,578	87,578	皆増	皆増
	過年度精算分(19年度)	-99,887	-	-	-	-99,887	-99,887	皆減	皆減
	過年度精算分(21年度)	-	-	575,779	575,779	-	-575,779	-	皆減
	小計(法定五税分)	10,510,258	9,465,442	1,312,614	10,778,057	1,044,815	-267,799	11.0	-2.5
	法定加算等	806,200	756,100	-	756,100	50,100	50,100	6.6	6.6
別 計	別枠の加算 「地域活性化・雇用等臨時 特別費」の創設による別枠 加算	1,265,000	1,485,000	-	1,485,000	-220,000	-220,000	-14.8	-14.8
	H21年度別枠加算1兆円の うちH22年度に協議すること とされていた加算	-	985,000	-	985,000	-985,000	-985,000	皆減	皆減
	H21年度別枠加算1兆円の うちH22年度に協議すること とされていた加算	-	500,000	-	500,000	-500,000	-500,000	皆減	皆減
	地方の財源不足の状況等を 踏まえた別枠加算	1,050,000	-	-	-	1,050,000	1,050,000	皆増	皆増
	歳出特別枠の上乗せ分見 合いの別枠加算	215,000	-	-	-	215,000	215,000	皆増	皆増
臨時財政対策特別加算額	3,815,400	5,388,000	-	5,388,000	-1,572,600	-1,572,600	-29.2	-29.2	
<b>計 (一般会計繰入れ)</b>	<b>16,396,858</b>	<b>17,094,542</b>	<b>1,312,614</b>	<b>18,407,157</b>	<b>-697,885</b>	<b>-2,010,299</b>	<b>-4.1</b>	<b>-10.9</b>	
特 別 会 計	返還金	0	187	-	187	-186	-186	-99.9	-99.9
	特別会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-
	特別会計借入金償還額	-100,000	-	-	-	-100,000	-100,000	皆増	皆増
	借入金等利子充当分	-436,100	-571,200	-	-571,200	135,100	135,100	-23.7	-23.7
	剰余金の活用	500,000	370,000	-	370,000	130,000	130,000	35.1	35.1
	前年度からの繰越金	1,012,592	-	-	-	1,012,592	1,012,592	皆増	皆増
	翌年度への繰越金	-	-	-1,012,592	-1,012,592	-	1,012,592	-	皆減
	<b>計</b>	<b>17,373,350</b>	<b>16,893,529</b>	<b>300,022</b>	<b>17,193,551</b>	<b>479,821</b>	<b>179,799</b>	<b>2.8</b>	<b>1.0</b>
地方 交付 税	<b>合 計</b>	<b>17,373,350</b>	<b>16,893,529</b>	<b>300,022</b>	<b>17,193,551</b>	<b>479,821</b>	<b>179,799</b>	<b>2.8</b>	<b>1.0</b>
	内 普通交付税	16,504,682	15,879,742	282,022	16,161,764	624,941	342,919	3.9	2.1
	内 特別交付税	868,668	1,013,787	18,000	1,031,787	-145,119	-163,119	-14.3	-15.8

## 平成23年度 各種交付金計上額

(単位：億円、%)

交 付 金 名	23年度	22年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	733.1	757.5	△ 24.4	△ 3.2
国有提供施設等所在市町村助成交付金	267.4	267.4	0.0	0.0
施設等所在市町村調整交付金	68.0	68.0	0.0	0.0
電源立地地域対策等交付金	1,455.6	1,415.0	40.6	2.9
特定防衛施設周辺整備調整交付金	310.7	247.6	63.1	25.5
石油貯蔵施設立地対策等交付金	56.2	57.3	△ 1.1	△ 1.9

## 平成23年度地方債計画

(単位：億円、%)

項 目	平成23年度 計画額 (A)	平成22年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	19,980	14,985	4,995	33.3
2 公営住宅建設事業	1,218	1,283	△ 65	△ 5.1
3 災害復旧事業	290	321	△ 31	△ 9.7
4 教育・福祉施設等整備事業	3,977	5,062	△ 1,085	△ 21.4
(1) 学校教育施設等	1,385	1,622	△ 237	△ 14.6
(2) 社会福祉施設	215	249	△ 34	△ 13.7
(3) 一般廃棄物処理	1,000	1,054	△ 54	△ 5.1
(4) 一般補助施設等	777	1,537	△ 760	△ 49.4
(5) 施設（一般財源化分）	600	600	0	0.0
5 一般単独事業	16,300	23,251	△ 6,951	△ 29.9
(1) 一般	4,539	4,791	△ 252	△ 5.3
(2) 地域活性化	500	600	△ 100	△ 16.7
(3) 防災対策	987	1,039	△ 52	△ 5.0
(4) 地方道路等	2,474	8,621	△ 6,147	△ 71.3
(5) 旧合併特例	7,800	8,200	△ 400	△ 4.9
6 辺地及び過疎対策事業	3,112	3,133	△ 21	△ 0.7
(1) 辺地対策	412	433	△ 21	△ 4.8
(2) 過疎対策	2,700	2,700	0	0.0
7 公共用地先行取得等事業	490	516	△ 26	△ 5.0
8 行政改革推進	2,800	3,200	△ 400	△ 12.5
9 調 整	100	200	△ 100	△ 50.0
計	48,267	51,951	△ 3,684	△ 7.1
二 公営企業債				
1 水道事業	3,674	3,535	139	3.9
2 工業用水道事業	221	233	△ 12	△ 5.2
3 交通事業	2,357	2,698	△ 341	△ 12.6
4 電気事業・ガス事業	65	61	4	6.6
5 港湾整備事業	561	515	46	8.9
6 病院事業・介護サービス事業	2,844	2,779	65	2.3
7 市場事業・と畜場事業	224	934	△ 710	△ 76.0
8 地域開発事業	1,567	1,459	108	7.4
9 下水道事業	11,659	12,500	△ 841	△ 6.7
10 観光その他事業	108	42	66	157.1
計	23,280	24,756	△ 1,476	△ 6.0
合 計	71,547	76,707	△ 5,160	△ 6.7

(単位：億円、%)

項 目		平成23年度 計画額 (A)	平成22年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三公営企業借換債		300	300	0	0.0
四臨時財政対策債		61,593	77,069	△ 15,476	△ 20.1
五退職手当債		3,900	4,900	△ 1,000	△ 20.4
六国の予算等貸付金債		( 1,165 )	( 1,185 )	(△ 20)	(△ 1.7)
総 計		( 1,165 )	( 1,185 )	(△ 20)	(△ 1.7)
		137,340	158,976	△ 21,636	△ 13.6
内 訳	普通会計分	114,772	134,939	△ 20,167	△ 14.9
	公営企業会計等分	22,568	24,037	△ 1,469	△ 6.1
資金区分					
公 的 資 金		56,240	64,980	△ 8,740	△ 13.5
財 政 融 資 資 金		37,310	43,390	△ 6,080	△ 14.0
地方公共団体金融機構資金		18,930	21,590	△ 2,660	△ 12.3
(国の予算等貸付金)		( 1,165 )	( 1,185 )	(△ 20)	(△ 1.7)
民 間 等 資 金		81,100	93,996	△ 12,896	△ 13.7
市 場 公 募		42,000	43,000	△ 1,000	△ 2.3
銀 行 等 引 受		39,100	50,996	△ 11,896	△ 23.3

その他同意（許可）の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補てん債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 公共事業等の平成22年度計画額は、一般公共事業に係る額である。
- 2 国の予算等貸付金債の( )書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであつて外書である。



平成23年度 地方公務員共済組合負担金等の組合別負担率等

【地方公務員共済組合】

区 分		都道府県 一 般 職	公立学校		警 察		市町村 一 般 職	
			義 務 教 育 職	そ の 他 教 育 職	警 察 官	事 務 職		
長期	給料	98.5908%						
	期末手当等	78.8726%						
	公経済	38.5%						
追 加 費 用		112.9%	136.9%	81.9%	95.3%	84.7%	59.2%	
短期	給料	59.98%	49.70%		57.00%		61.41%	
	短期+福祉	53.01%	43.68%		49.83%		54.10%	
	育休介護手当金	0.66%	0.78%		0.24%		0.60%	
	介護納付金	6.31%	5.24%		6.93%		6.46%	
	特別財政調整	—	—		—		0.25%	
	期末手当等	47.99%	39.75%		45.59%		49.13%	
	短期+福祉	42.41%	34.94%		39.86%		43.28%	
	育休介護手当金	0.53%	0.62%		0.19%		0.48%	
	介護納付金	5.05%	4.19%		5.54%		5.17%	
	特別財政調整	—	—		—		0.20%	
	事 務 費		240円	240円		240円		10,060円

(備考)

- 「長期」及び「短期」の負担金率については、平成15年4月1日から導入された総報酬制をベースとしている。
- 「長期」の「公経済」の率は、基礎年金拠出金に係る公的負担分で標準給与(掛金の標準となる給料の額×1.25(特別職の職員等である組合員は1)と掛金の標準となる期末手当等との合計額)に対する率である。
- 市町村一般職の事務費については、標準的な市町村職員共済組合に係る額である。

【地方議会議員共済会】

区 分		都道府県議会議員	市議会議員	町村議会議員
給付費	平成23年4,5月	10/100	16.5/100	16.5/100
	平成23年6月 ～平成24年3月	56.1/100	102.9/100	102.9/100
事 務 費		18,996円	11,815円	13,634円

(備考) 「給付費」の負担金率については、各共済会の定款に定める標準報酬をベースとしている。